

広島女学院大学総合研究所年報

〔電子版〕

Vol. 24



広島女学院大学総合研究所

2020

目 次

I.	はじめに	所長 柚木 靖史	(1)
II.	2019年度広島女学院大学学術研究助成【研究概要報告】		
	◇個人研究◇		
	[一般]		
	・ Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report	ロバート・ドーマー	(2)
	・ Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age	ダニエル・G・C・ホフム	(4)
	・ 感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—	植西 浩一	(6)
	・ 地域における行事を軸としたESDのための教材開発	檜崎 久美子	(8)
	・ アクティブ・ラーニングの学習効果—学習方法別の学習効果について—	中田 美喜子	(9)
	・ 前川國男の建築作品における屋外空間の展開	塚野 路哉	(12)
	・ 沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン	真木 利江	(13)
	・ 転写活性非依存的な転写因子 NF- κ B のハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析	土谷 佳弘	(14)
	・ 抗がん剤治療中に食事のニオイで嘔気を催す患者苦痛の対策食の開発	石長 孝二郎	(15)
	・ 実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響	青山 翔	(16)
	・ 公共図書館における障害者サービスに関する調査—視覚障害者職員の役割や音声訳活動を中心として—	近藤 友子	(17)
	◇共同研究◇		
	[一般]		
	・ 近世中期の撰閲家における漢語由来考証ネットワークの研究	柚木 靖史	(19)
	・ 障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発	渡部 佳美	(21)
	◇学術図書出版助成◇		
	・ ジャパニーズ・モダン	三樹 正典	(22)
III.	2018年度広島女学院大学学術研究助成【研究成果報告一覧】		(23)
IV.	客員研究員の活動報告	田中 圭子	(30)
V.	2019年度広島女学院大学学術研究助成【交付一覧】		(35)
VI.	2019年度科学研究費補助金【交付一覧】		(36)
VII.	関係規程		(37)

I . はじめに

所長 柚木靖史

本研究所は、広く人文・社会、自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献するとともに、地域社会に寄与することを目的としています。

本研究所においては、文部科学省から強く求められている、公的研究費の不正使用への防止対策、および研究における不正行為防止の実施母体として、その責任を果たすため、研究倫理 e ラーニングの合格を教員全員に義務づけています。また、全ての教員が、本学の研究全般を統括する学長に対して、不正防止に係る誓約書を提出し、学外及び学内に関わらず全ての研究費を公正かつ効率的に使用し、研究において不正行為を行わないことを約束し、学長の承認を得て研究を開始することにしてしています。さらに、本研究所では、不正行為防止を徹底するために、科研費への申請希望者を対象に、事前に本研究所主催の説明会を開催し、さらに、全学教授会において科研費に係る情報の周知徹底を図っているところです。

さて、2018 年度の広島女学院大学学術研究助成の交付件数は、「個人研究」が 11 件、「共同研究」は 1 件、「学術出版助成」は 1 件でした。なお、「学会特別助成」は申請がありませんでした。なお、2019 年度の広島女学院大学学術研究助成については、個人研究が 12 件、共同研究が 2 件、学術図書出版助成が 1 件、学会特別助成が 0 件でした。本報告書は、2018 年度の広島女学院大学学術研究助成に係る成果報告書です。どうぞご高覧のうえ、ご批評賜ればと存じます。

また、2018 年度科学研究費補助金の採択は 4 件で、継続分を含めて 12 件でした。ほかに分担金の配分が 8 件ありました。また、公益財団法人による研究助成金の交付が 3 件ありました。『広島女学院大学論集』（2018 年度版）を刊行し 3 編の論文を掲載することができました。2019 年度の採択は、新規が 1 件、継続が 11 件でした。また、公益財団法人等による助成は 5 件ありました。また、広島女学院大学論集には 6 編の論文が掲載されました。

引き続き、広島女学院大学学術研究助成が科学研究費補助金やその他の研究助成の採択につながるよう、研究活動の支援をしまいたいと存じます。

本研究所においては、今後もより一層の不正行為防止の徹底と研究倫理の啓発を進めて行くとともに、本学における研究活動の推進のための支援に努めてまいる所存です。今後とも、みなさまのご支援とご鞭撻のほど、何卒よろしくごお願い申し上げます。

〔個人研究-一般〕

Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report

人文学部 国際英語学科 准教授 Robert Dormer

Climate change is one of the most serious crises/issues facing modern societies. Sustainability can be understood as having expanded in various respects: first, the issue has grown in importance and concern generally, occasioning major organizational and institutional responses at the state and interstate level (especially, the UN, and IPCC); second, the concept of ‘sustainability’ has expanded, especially subsequent to the Brundtland Commission’s report *Our Common Future* (WCED, 1987) to include not just ecological/environmental, but also social and economic analyses; finally, and very much as a corollary to the prior two expansive aspects, a wider, more inclusive research paradigm, harnessing the power of natural and socially scientific methodologies, has emerged. Among these, ‘climate change communication’ (e.g. Filho et al., 2010) has become established as a specific subfield of Science Communication, with applied linguistics methodologies being an important component of that research body. Among the texts subjected to such linguistics research methods, media communication/reporting has been a salient issue, yet the actual issuance of major pieces of climate communication, such as the WWF Living Planet Report (WWF 2004, 2008) and the IPCC Assessment Reports and occasional Special Reports (SR-Series) are relatively under-examined. This research project aims to first survey the existing methodological approaches, then apply them to the as-yet unexamined SR15 Special Report, which is arguably the single most important piece of climate communication in the public realm to date. As outlined above, there is expected potential for results that are importantly distinct from previous research in IPCC AR-Series Reports, but also, comparable to them. Much of the expected originality comes from the absence of any existing research on the SR15 Report, but also, the special nature of the report, the self-stated IPCC change in tack to become more policy-focused, and the immense amount of media coverage around the SP15-SPM mean there are numerous opportunities for genuinely original and interesting results. This approach also provides a synthesis of currently disparate methods across content analysis, discourse/genre analysis, ScaPoLine and other (un)certainty approaches, as well as the readability and sentiment comparisons.

The purpose of this research is to make a significant contribution to the emerging trend of linguistic analyses applied to climate change communication, especially those official reports issued by the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) AR-Series and SP-Series. The Recent Climate Change Special Report on Global Warming of 1.5° (IPCC, 2018) will be analyzed from framing, content, discourse analysis, readability and sentiment analysis methodologies. Moreover, through establishing a multi-faceted framework for analysis, comparison to prior series of reports should be made possible, as well as the frequent AR-Series reports and the various special reports that are issued by the IPCC at frequent but irregular intervals. The 2020-21 academic year, for example, will be spent researching the recently released AR6 report, as well as the two recent special reports (*The Ocean and Cryosphere in a Changing Climate*, 2019) and (*Climate*

Change and Land, 2019).

Activities, results, presentations and publications to date include:

1. LIWC & DICTION content analyses of the IPCC SR15 conducted
2. Data from manual linguistic feature analyses tabulated
3. Preliminary results presented at IASTEM 752nd International Conference on Social Sciences & Humanities (ICSSH) (Jan, 2020)
4. Publication of early results in Journal of Human and Social Science Research (ISSN 2326-7291)
5. Research seminar conducted at Dalarna university, Sweden, in and through which the wider qualitative model was constructed
6. Extended results presented at the ICSLS International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences (Feb, 2020)
7. Publication of above in peer-reviewed proceedings ISSN 1307-6892.
8. Accepted for publication in October 2020 in RRJoE (Journal of Ecology).

Following further research on above mentioned additional IPCC reports during this academic year, presentation and publication is hopeful for a range of domestic conferences.

Presentations

Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. Presentation at IASTEM - 752nd International Conference on Social Science and Humanities (ICSSH) will be held on 5th - 6th January, 2020 at Krabi, Thailand (Recipient of 'Best Presentation Award' Humanities).

Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. Presentation at ICSLS 2020 : International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences. London, February 13-14 2020.

Linguistic Analysis of Climate Change Discourse: Mixed Methods Approaches Presentation to Graduate School of Linguistics, Dalarna University (Falun Campus). (Invitation Presentation) February 12th 2020.

Publication

Dormer, R. (2020). Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. Proceedings of IASTEM International Conference, Krabi, Thailand, 05th – 06th January, 2020, pp.1-10. ISSN 2326-7291

Dormer, R. (2020). Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. Proceedings of the International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences. London, February 13-14 2020. pp.1130-1138.

Upcoming Publication (passed review, awaiting publication)

Research & Reviews: Journal of Ecology (RRJoE). Language & Climate Change Discourse: the IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C.

〔個人研究-一般〕

Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 Daniel G.C. Hougham

1. Research Purpose (研究の目的)

The purpose of this study is to promote learner autonomy, active participation, and positive attitudes towards reading and learning English at Hiroshima Jogakuin University.

2. Research Methods (研究方法)

Using mixed methods of data collection, including a “reading attitudes survey” as a pretest-posttest as well as MReader usage data, the study investigated student attitudes towards extensive reading (ER), MReader (a web-based learning management system that provides free ER quizzes and tracks students’ ER achievements) and a “Reader Challenge” contest (a reading contest that recognizes students for their achievements), in an attempt to determine how effective the development of a new ER component is.

3. Research Progress and Results (研究経過と成果)

This research has been able to promote learner autonomy, active participation, and positive attitudes towards English while examining the effect of ER and MReader quizzes on L2 reading attitude, comparing an MReader group and a control (non-MReader) group. Newly obtained knowledge includes the following main findings:

- a. the quantitative results suggest that the SSS/SSR approach to ER together with the use of MReader quizzes can lead to (1) improved attitudes towards reading, increased intellectual value and decreased anxiety in particular, and (2) increased reading.
- b. the qualitative data suggest that: (1) once students try MReader and experience the fun and joy of reading books and achieving success in passing quizzes, most of them prefer doing MReader quizzes and using a simple checklist-style journal over writing short reports, and (2) the use of MReader can lead to a greater sense of achievement and satisfaction among students. The following comments from students illustrate these findings and help to elucidate the positive effects of MReader quizzes (translated into English by the teacher-researcher):
 - 積極的に本を読むようになり、1つのクイズをやり終えたら達成感があって、とてもうれしい！(I became able to read books positively, and after completing each quiz, I am very happy to have a sense of accomplishment!)
 - 与えられた質問に対して問題を解き、合格した時の達成感がまた本を読む気にさせてくれるから。(The sense of accomplishment when I answer questions and pass quizzes makes me feel like reading more books.)

The main problem that has arisen during this research is that there is a lack of access to a suitable number and variety of reading materials. One of my students summarized the current situation nicely in her recent comment in the 2019 Fall

mid-semester course improvement questionnaire (2019 後期途中、授業改善アンケート):

- 多読活動がとても楽しいが、もう少し新しい本を準備して欲しいです。
(Extensive reading is a lot of fun, but I would like you to make arrangements for some more new books.)

4. Publication of Research Results (研究成果の公表)

a. Research Papers (研究論文)

- (2019/12) Investigating the Effect of MReader Quizzes on Japanese University Students' Attitudes Toward Reading in English, Extensive Reading World Congress Proceedings, 5, 137-155. ERWC5: Taiwan. (単著). This paper focuses on sharing the quantitative results summarized above.

b. Presentations (学会発表)

- (2019/08) Investigating Students' Attitudes Towards ER and MReader: How Effective is the Development of a New ER Component at a Private Japanese University?, Extensive Reading 5th World Congress, Taichung, Taiwan. This presentation focused on how students' attitudes towards ER were measured and changed as a result of their ER experience.
- (2019/08) Materials Development and Use for an MReader-supported ER Component at a Japanese University, JACET English Education and Summer Seminar, Tokyo, Japan. This poster presentation shared how bilingual materials, including two types of reading journals, a graded reader rating sheet, and a "Reader Challenge" contest sheet, were developed and used for an MReader-supported extensive reading component at a private Japanese university. Post-use evaluation survey data demonstrated how useful and successful the materials were in helping students achieve their reading goals and develop as autonomous learners.

5. Future Plans (今後の予定)

Regarding the next stage of this research project, it has recently become clear that the current global Coronavirus (COVID-19) pandemic makes it difficult to use physical books for now. It has become necessary to conduct classes online, so as to fight the spread of the virus. To address this major problem, I now plan to make a major change to my research plan for the first semester of 2020: Introducing an online, virtual library of ebooks (available at XReading.com) that students can access from the comfort and safety of their personal mobile devices (e.g. smartphones or tablets) or home desktop computers.

〔個人研究—一般〕

感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—

人文学部 日本文化学科 教授 植西 浩一

1. 研究の目的

本研究の目的は、底深い教材研究と授業方法の探究を通し、文学の授業に於いて感性的思考を育むための方途を見出すことにある。新学習指導要領改訂では、「思考力・判断力・表現力等」の育成が重視されている。しかし、論理的思考に比して、感性的思考には十分目が届いていない。主体性や学びの深さは、学び手の感性と密接に関わる。また、対話は論理のみで成立しない。感性的思考は、「学びに向かう力」に深く関与する。これらをふまえ、本研究では、感性的思考を育むための研究を授業実践と結びながら推進する。また、教材を漱石文学に定める。感性を培うにふさわしい文学的価値を漱石の作品群が有するからである。多くの先行研究がある漱石文学を教材に定めることで、底深い教材研究が可能となり、「活動あって学びなし」の状況に陥ることなく、感性的思考を育む主体的・対話的で深い学びの場を創出できると考える。

2. 研究の概要

本研究は、感性的思考を育む国語科の学習指導のあり方を理論的、実践的に明らかにしようとするものである。また、研究を通して漱石文学をはじめとする近代文学作品が有効であることも実践に基づいて解明する。時代の先端を行く現代文学を教材とすることも重要であるが、それが学習者への迎合であったり、いたずらに流行を追うことになったりすることに警鐘を鳴らすことができるような成果も得たいと考える。

一年次にあたる本年度の研究では、読むことの学習における感性的思考の育成について、本年度前期の「日本文学購読Ⅱ」の授業実践に基づき考察を進めた。ここでは、まず、『夢十夜』、『三四郎』、『それから』等のテキストの読みに於ける、学習者の「イメージ」形成に光をあてて研究を進めた。『それから』の授業では、森田芳光監督の映画「それから」との比較検討も行わせた。学習者から出された、「代助のイメージも三千代のイメージも少しずつずれていってしまう」、「生身の人間が演じるのは違う気がした」等の指摘は、文学表現の受容と映像の受容の違いに関わる。W.イーザーの、映画を見た人間は(原作を読んだときの)「イメージとは違うという反応をする」という指摘、それが映像のもつ「高度の確定性」に起因し、また、文学テキストを読むという行為では「非在の対象のイメージをもつことによって、同時に表象世界の中にいることになる」(『行為としての読書』)ことも実践的に再確認できた。現在、イメージ形成とそれをより深い解釈に高めるための指導についてさらに研究を進めている。

3. 研究成果の公表

(論文)

・植西浩一「読むことに於ける対話と感性的思考—夏目漱石のテキストに学習者と共に
向き合いつつ『国語教育実践理論研究会研究紀要第 28 号』, 2020 年 3 月 PP93-100

(口頭発表)

・植西浩一「読むことと感性的思考—夏目漱石のテキストに学習者と共に向き合いつつ」
国語教育実践理論研究会第 28 回研究集会 2019 年 8 月 4 日於・クロスウェーブ船橋

〔個人研究-一般〕

地域における行事を軸とした ESD のための教材開発

人間生活学部 生活デザイン学科 准教授 檜崎久美子

1. 研究の目的

本研究は 2018 年度に広島女学院大学学術助成共同研究「地域における行事を軸とした持続可能な開発のための教育プログラムの検討」の継続研究である。

地域の伝統行事を題材として、ESD 及び新学習指導要領で教育内容の主な改善事項である「伝統や文化に関する教育の充実」及び「体験活動の充実」を図るために教材の検討を継続している。

新学習指導要領中学校家庭や高等学校家庭では日本の伝統的な装束である和服について触れるよう述べてあるが、現代において日常生活の中で和服に触れる機会は通過儀礼の晴れ着か夏の浴衣程度と言ってよい。そこで、地域の祭礼とそこで着用される装束の教材化を目的に本研究を進める。そのことにより、伝統行事という地域資源を教育プログラムに取り入れられ、「伝統や文化に関する教育が充実」するだけでなく、地域の特色が活かされ、また、世代間交流や地域間交流が盛んになり、さらには国際交流にも結びつくことで持続可能な社会を作り出す仕組みの構築が期待される。

2. 研究方法

2019 年度は「殿賀田楽」等の実地調査を行い、資料の収集・補完を行い、記録としてまとめる。また、これまで収集・記録した資料を用いて教育教材の作成し、実践を行う。また、本研究をベースに今後も研究を進めていくために ESD 及び新学習指導要領に関する知見を得るため、研究会、学会大会等へ参加し、情報収集に努める。

3. 研究経過と概要

「殿賀田楽」については、写真・動画資料が揃い、伝統的装束（早乙女、胴取り）の計測・記録・論文化が終了した。「湯立神楽」については、昨年度の実地調査の補完と、関係者へのヒアリングが一部終了した。これらを踏まえ、学習プログラムの検討を行い、「家庭」で指導案を作成し、本学卒業生の協力を得て、2019 年 11 月に広島なぎさ中学高等学校で中学 1 年生を対象に、実際に授業（50 分×2 コマ）を 5 回実施し、指導案や教材の内容について検討を行った。

4. 研究成果の公表

「殿賀田楽」の衣装の実態について、『広島女学院大学人間生活学部紀要第 7 号』（印刷中）に投稿している。また、作成した指導案を使用した授業に関するまとめを日本家庭教育学会中国地区会の共同研究における出版物『家庭や地域と連携・協働する家庭科授業』（2020 年 6 月発行予定）に投稿し、掲載予定である。

アクティブ・ラーニングの学習効果

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 教授 中田 美喜子

1. はじめに

近年教育現場でアクティブ・ラーニングの実施が増加している。大学ではそれぞれが工夫している様々な機材を利用して様々な方法で実施されている。本報告ではアクティブ・ラーニングを実施するために、できるだけ ICT 技術を利用して実施する方法を試みた。ミニッツペーパーの代わりは SNS の書き込みで講義の振り返りを投稿し、グループ発表の資料作成では共同編集機能を利用して作成し、発表の評価は Web で入力して集計する。講義の資料は Web などで配信する機能を利用し、課題の提出返却を実施できる Web 機能を利用するなど様々な ICT 機能を利用して実施を試みている。これら利用ツールごとの学習効果について検討した。

2. 方法

「情報科学入門」「情報倫理」「心理情報処理」「図書館情報技術論」など教養科目および専門科目の座学講義の中においてアクティブ・ラーニングを取り入れて実施している。1 つ目の方法として、講義の振り返りを書き込む方法では、Google のグループ機能を利用して、登録者のみがコメントを書き込んでいくことができる SNS を開設した。講義の前に本日の実施内容について記載して、資料などのある場所の記載や添付を行う。講義では資料を閲覧しながら参加し、講義の後にはグループの中に振り返りのコメントを必ず投稿することとした。講義中の質問・疑問・感想・意見などを気軽に書き込むとして投稿を促した。投稿は全員が閲覧・コメントすることが可能であった。

2 つ目の方法としてはグループ学習を実施する方法を導入している。ここでは、利用できる ICT 技術はできるだけ利用する方向で指導している。実際には 15 回の講義の中で 2 回程度を割いて実施している。グループ学習では、課題を提示してそのテーマに従って調査・分析をして発表を実施している。2 回で実施するために、まずテーマによる課題を個人に提示してレポートを作成して提出させる。レポート提出した次の週にグループ分けをして自分のレポートを元に意見交換を行い、グループとしての意見をまとめて発表の準備を行う。2 回目は各グループが発表を行う時間としている。グループで作業する時間が 1 コマだけになるため、実際には不足分は講義

時間外でグループごとに実施することとなる場合が多い。講義手順を表 1 に示した。数年の経験から、事前レポート提出を行うことで、グループごとの話し合いがスムーズに進むことが示されている。事前レポートが無い場合に

表 1 グループ学習手順

週	実施内容	コメント
前の週	課題レポート提出	課題レポートが無い場合、グループの話し合いがスムーズに進まない。
1 週目	グループごとに話し合いと発表の準備	レポートを持ち寄って意見交換→意見まとめ→発表準備
2 週目	発表と他のグループの評価	Web による評価入力

は、話し合いを前の週に半時間とり、2 週半の学習でなくては発表までに準備ができなかった。ここで利用する ICT 技術は、グループの話し合いをまとめていくときおよび、共同作業で発表原稿を作成していく場合に、クラウドの共有機能を利用してグループの誰でもいつでもどこでも修正・編集ができるように設定して作業していくことである。実際に、共同作業を実施したグループは個別に集まって実施する時間があまりなくても発表原稿を作成していくことが可能であった。グループ学習の発表においては、相互評価を Web で入力して全員と教員の合計から算出される平均点を各グループの評価とした。

全体としての講義の進め方は Web から ClassRoom (Google) を利用して、毎週の資料提示と 課題提示・提出・返却を実施する。特に提出課題は採点して必要であればコメントをつけて返却するため、学生は自分の提出した課題の得点と内容についてのフィードバックを受け取ることとなる。また、自習教材として E-learning 教材を作成して学習させ、まとめ試験を実施してすべての課題と試験で評価を行う。教材はテキストのまとめなどに記載されている練習問題を Web 上で回答していく繰り返し学習として作成する。

以上の方法をそれぞれの科目によって組み合わせる講義を実施していく。科目の内容や人数によっては、どの方法を実施することが効果的か結果が異なると思われるため、それぞれの組み合わせで実施して科目ごとにまとめた。

3. 結果

全体として、講義の資料を Web で配布することで、積極的な講義への参加を促すことが可能となると思われる。Web 配信は積極的にアクセスしないと資料を得ることができないためである。今年度からは毎時間の講義の経過や資料を ClassRoom (Google 教育サポートツール) で配布し、課題を提示することで、自発的な学習意欲を促進させるのではないかとと思われる。さらに ClassRoom では、課題を採点して返却・コメントすることが可能であり、学生に課題のフィードバックを行う。返却することで自分の評価予測が可能である。そのためその後の課題を行うことで単位を取得するか、あきらめるかを自分で理解して選択することができると思われる。

大学ではレポートの採点を学生に返却しないことが多いが、このフィードバックにより先の学習におけるモチベーションを上昇させる可能性があると思われる。また、提出した課題にコメントがあれば自分の今後の課題においてそれらを修正することが可能となる。実際に学生は講義前に資料にアクセスし、課題にもアクセスしており講義の Web ページによる資料配布よりもアクセス頻度は高くなっているようであった。

振り返りの SNS については、書き込みの文字数と成績に相関が認められ書き込みの多い学生は成績もよい傾向にあることが示された。つまりは講義をしっかりと聞いているため、振り返りにいろいろなことが投稿できるのではないかと推測される。すなわち、講義内容をしっかりと聞いて理解しようとするのが実際の成績に反映していくのであると思われる。

グループ学習を実施したすべての科目において「グループ学習は楽しかった」「グループ学習は役にたった」という結果を得られた。自由記述においても、「みんなで協力して調査できてよかった」「もう少し調査をしておけばもっとよい発表ができた」「グループ全員で課題を完成したので、記憶が深くなります。」「協力し合って上手く発表できたのでよかった」など肯定的な意見がほとんどであった。しかし専門科目において 1 名が「正直人見知り過ぎてグループ学習をするのがつらいです。」と回答していた。アクティブ・ラーニングやディスカッションにおいては、実施すること自体が教育になる可能性はあるが、アンケ

ートで「つらい」と記述されているグループ学習を強制的に実施していくことにも問題があると思われる。このような「つらい」と感じる学生をなくすためのグループ学習であるため、事前練習など教科以外で練習することや多くの教科でグループ学習を取り入れていくことで抵抗をなくしていく必要があると考えられる。

グループ学習においては、共有して文書やプレゼンなどを編集することができるクラウドを用いて発表を作成していく。また発表の際における他のグループの評価については Web 上で入力していくことで ICT を利用している。グループの打ち合わせなどには LINE による連絡方法やメールなどを利用してそれぞれが工夫をしている様子であった。様々な情報ツールを学生と一緒に利用しながらアクティブ・ラーニングを実施していくことで、効率的に学習を進めて評価していくことが可能であると思われる。

4. まとめ

アクティブ・ラーニングを実施する最適な教育環境は科目によって異なると思われる。今後、どのようなツールが利用可能であるかなどを体系的に整理し、それぞれの科目の目標に沿ったツールを用いて学習を進めていくことができるとよいと思われる。

参考文献

- 1.溝上慎一、『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂, 2014
- 2.溝上慎一, アクティブ・ラーニング導入の実践的課題,名古屋高等教育研究,名古屋大学高等教育研究センターv.7, p.269-287, 2007.
- 3.北秀和,授業実践報告ーアクティブラーニングによる「教育方法論」(アクティブラーニングの要点は課題の与え方) 大阪工業大学紀要,大阪工業大学紀要委員会, 61(1), 49-63, 2016-09-01

[個人研究—一般]

前川國男の建築作品における屋外空間の展開

人間生活学部 生活デザイン学科 特任准教授 塚野 路哉

1. 研究の背景・目的

近代の建築家であるル・コルビュジエ(Le Corbusier, 1887-1965)は、CIAM (近代建築国際会議) 設立者の1人として第二次世界大戦後の都市計画思想を確立し、日本近代の建築家に多大なる影響を与えている。事実、ル・コルビュジエに師事した坂倉準三(1901-1969)や吉阪隆正(1917-1980)をはじめ、多くの日本人建築家がアテネ憲章(CIAM; The Athens Charter, 1933)などの思想を国内の都市計画へと応用している。

しかしながら、前川國男(1905-1986)に限っては、ル・コルビュジエに直接師事していたにも関わらず、設計活動を通して1度も都市計画を構想していない。それは、政府からの指名要請が無かったことが要因の一端ではあるものの、ル・コルビュジエの都市計画に関する言説を多く残していることから、関心がなかったとも考え難い。また一方で、前川國男はエスプラナードと呼ばれる屋外空間を用いることで、周辺都市の再構成を試みている。つまり、前川國男は敷地内の屋外空間を都市計画の延長として捉えることで、新たな公共性・社会性を生み出しているとも推測できる。

そこで本研究は、前川國男の建築作品における屋外空間に着眼し、通時的な変遷を分析することで、前川國男が設計活動を通して模索し続けた手法の展開を明らかにする。なお、本研究で対象とする手法は、戦後の高度経済成長期以降に大きく変遷するものであり、過密化の進む現代の日本都市においても、新たな知見となり得るのではないかと考えられる。

2. 研究方法

まず、前川國男がエスプラナードと呼称付けた屋外空間を体系的に整理するため、前川建築設計事務所に保管されている図面や言説を用い、雑誌発表時の資料では読み取ることのできない設計意図の分析を試みる。次に、建築作品における屋外空間の変遷を明らかにするため、エスプラナードが初出する1966年を基軸として、屋外空間の顕著な変遷が確認できる時期毎に分類し、通時的な変遷を分析する。また、CADによる図面復元及び立体化を行うことで、歴史的・地理的な背景を考察する。加えて、研究で明らかにした手法の実践的考察として、前川國男が近代建築史の中で試みてきた手法を、実際の建築作品や実施を前提としない計画案に採用し、その効果の検証を試みる。

3. 成果の公表

・学会誌発表 (審査有)

MINIMAL is MAXIMAL, 日本建築設計学会, ADAN, 2019, pp.4-5

・著作 (共著, 部分執筆)

WHITE HOUSES, Thames & Hudson, United Kingdom, 2019, pp.166-171

〔個人研究—一般〕

沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン

人間生活学部 生活デザイン学科 教授 真木利江

1. 研究の背景・目的

本研究は、応募者が広島平和記念公園に関して展開している研究を発展させるもので、沖縄平和祈念公園のランドスケープデザインをとりあげ、その構想と実施、変遷の様相を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

沖縄平和祈念公園に関する先行研究を収集し変遷の概要をまとめた。また 2 月に現地調査、沖縄県公文書館等での資料収集を行い、分析を進めている。主な収集資料は下の通り。

- ・ 琉球政府厚生局・国建設計校務株式会社編『糸満町摩文仁平和公園建設計画に関するマスタープラン』琉球政府厚生局，1970 年
- ・ 沖縄県『「平和の礎」建設基本計画書』沖縄県，1993 年

3. 研究結果

沖縄戦終結の地である摩文仁は、終戦直後から注目を集めてきた。摩文仁一帯が現在の姿に至るまでには複雑な変遷を経るが、今年度は 1970 年前後に計画・整備が進められた平和祈念公園（現在平和ゾーンと呼ばれる一帯でエントランス広場、式典広場、平和の丘、平和祈念堂が含まれている）に注目した。1967-68 年に作成された基本計画案、1969 年の江山正美による案、1970 年の平野侃三による案を分析し、平和祈念堂、広場による空間構成、摩文仁ヶ丘との関係について比較を行った。

4. 成果の公表

（論文）

- ・ 真木利江，新畑朋子 “Landscape Design in Hiroshima Peace Memorial Park: Transition of the design by Kenzo Tange” , *Japan Architectural Review*, Translated Paper, 2020.4. 査読有，掲載決定（オンライン公開済）

（招待講演）

- ・ 真木利江 “Factory for promoting peace: Kenzo Tange and Hiroshima Peace Memorial Park”, International Symposium, The Japanese Garden Intensive Seminar Plus in Kyoto, ‘Japanese Spirit and Space’: in Times of War and Peace, Kyoto, Kyoto University of Art and Design, 2019.10.6

（口頭発表）（2020 年 9 月発表予定）

- ・ 真木利江：復帰記念事業平和祈念公園のランドスケープデザイン，日本建築学会大会（関東）学術講演，千葉工業大学

[個人研究—一般]

転写活性非依存的な転写因子 NF- κ B のハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析

人間生活学部 管理栄養学科 准教授 土谷 佳弘

1. 研究の目的

NF- κ B は細胞の生と死を制御する転写因子であり、炎症や発がん重要な役割を担う。腫瘍壊死因子(TNF α)は細胞質の I κ B キナーゼ β (IKK β) を活性化して NF- κ B 阻害タンパク質 I κ B α をリン酸化する。リン酸化された I κ B α は β -TrCP によるユビキチン化の修飾をうけて分解され、NF- κ B が活性化される。IKK β の持続的な活性化は、慢性炎症を惹起することから、IKK β の活性をネガティブに制御するネガティブフィードバック機構が必要である。活性化した IKK β の不活性化にはホスファターゼである PP2A が関与するが、NF- κ B がどのように IKK β の脱リン酸化に関与しているのか未解明である。そこで本研究では、NF- κ B 構成タンパク質 Re1A、PP2A に着目して IKK β の脱リン酸化機構の解明を目的とした。

2. 研究方法

Re1A 欠損細胞に野生型 Re1A と転写活性を保持していない Re1A 欠損変異体を導入し、再構成細胞を作成した。さらに、分子シャペロンである Hsp70 を再構成細胞にトランスフェクションし、IKK β の脱リン酸化の変化をウェスタンブロットティングや免疫沈降法を用いて解析を行った。

3. 結果および考察

野生型 Re1A だけでなく、転写活性を保持していない Re1A 変異体でも IKK β の活性を抑制することが判明した。さらに、Re1A は転写活性化ドメイン(TAD)領域を介して脱リン酸化酵素 PP2A と IKK β の結合を亢進し、ネガティブフィードバックの役割を担うことが示唆された。これまでに質量分析法により Re1A TAD に会合するタンパク質として Hsp70 を同定している。HSP70 は分子シャペロンとしてタンパク質をフォールディングすることで、酵素活性を調節する機能をもつ。免疫沈降法による会合実験を行った結果、Hsp70 は IKK β と PP2A の会合を亢進させ、IKK β の脱リン酸化を誘導することが示唆された。これらのことから、Re1A TAD はハブ機能として HSP70、PP2A を仲介することにより、IKK β の活性を制御することが示唆された。

4. 今後の予定

TADの転写活性非依存的なハブ機能はRe1Aだけでなく多くの転写因子で保有されている機能であることが予想される。このことからTADのハブ機能を介したクロストークは広く転写因子で機能すると考えられる。そこで転写因子p53に着目し、p53 TADによるIKK β の活性制御を解析する。

〔個人研究—一般〕

抗がん剤治療中に食事のニオイで嘔気を催す患者苦痛の対策食の開発

人間生活学部 管理栄養学科 教授 石長 孝二郎

1. 研究の目的

がん化学療法中の食物嫌悪への対応を考えるための予備的検討として、臭いに誘発される食物嫌悪に対して香味野菜や香辛料を活用することで抑制されるかどうかを検討することを目的とした。

2. 研究方法

健常者を対象に、がん患者に食物嫌悪を生じさせた 0.1%アンモニア混入煮魚に生姜を加え、臭いに起因した嫌悪の程度をビジュアルアナログスケール(VAS)により評価した。また、焼魚の素焼とカレー粉焼にアンモニア水を散水し、同様に VAS での評価を行った。

3. 結果

アンモニア混入の有無による臭いの快・不快の主観的な気分(VAS)の違いは、かれい煮魚および生姜煮は 0.1%アンモニアを混入することで、煮魚 VAS 得点は 57.6 点から 24.3 点、生姜煮は 60.4 点から 26.6 点とともに VAS 得点は大きく低下し、対象者の臭いの主観的な気分は強い不快感に変化した ($P<0.001$)。

一方、焼魚のかれい素焼およびカレー粉焼は 0.1%アンモニア水を 1ml 散水しても、素焼 VAS 得点は 53.4 点から 48.5 点 ($P=0.150$)、カレー粉焼は 54.6 点から 55.5 点 ($P=0.761$) となり、有意な変化は認められなかった。

4. 結論

アンモニア混入煮魚の生姜なしの VAS 得点は 24.3 点、生姜煮では 26.6 点となり、両者に差は認められなかった ($P=0.300$) ことから、がん治療中患者の臭いに起因した食物嫌悪を生姜で改善することは難しいと考えられた。一方、アンモニア水を散水した焼魚での VAS 得点は素焼 48.5 点、カレー粉焼 55.5 点となり ($P=0.028$)、カレー粉を付加したことで快な気分に変化した。この結果から、カレー粉で食物嫌悪を改善できる可能性が示唆された。

5. 研究成果の公表

(論文)

石長孝二郎, 岡村仁: がん治療対策食を考案するための予備的検討: 香味野菜と香辛料を活用した臭いに誘発される食物嫌悪の抑制効果. 日本病態栄養学会誌 22(3), pp.197-205, 2019.

(発表)

石長孝二郎「香味野菜・香辛料を使用した際の食物の臭いに対する快・不快の変化」第 27 回広島県栄養改善学会, 2020.2. (広島)

〔個人研究-一般〕

実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響

人間生活学部 児童教育学科 専任講師 青山 翔

1. 研究の背景・目的

近年、運動と実行機能との関連性を検討する研究が行われているが、Diamond (2015) は、単純な運動ではなく思考を必要とするような複雑な運動と実行機能との関連性について検討されるべきであると指摘している。実行機能とは高次の認知的制御および行動制御に必要とされる能力である (Duncan, 1986)。実行機能は、幼児期の発達が著しく、その後青年期まで緩やかな発達が続くと言われている (Anderson, 2002)。運動の中でも、特にサッカーなどのオープンスキルスポーツにおいては、周囲の状況が複雑で急速に変化することから、運動技術や身体能力とは別に実行機能の能力も重要であると考えられる (Vestberg et al., 2012)。実際に、これまで才能のあるオープンスキルスポーツの選手が対照群と比較して実行機能課題の成績が有意に高かったことを示す研究が見られる (Mann et al., 2007; Vestberg et al., 2012; Sakamoto et al., 2018)。しかし、実行機能及び体力がオープンスキルスポーツのゲームパフォーマンスにどの程度影響を与えているのかについて検討した研究は見られない。そこで、本研究では、実行機能の発達が顕著である児童期の子どもを対象に、実行機能及び体力がオープンスキルスポーツに分類されるバスケットボールのゲームパフォーマンスに影響を与えているとする仮説モデルを想定し、その検討を行うことを目的とした。

2. 研究方法

小学5年生34名(男児18名, 女児16名; 平均年齢10歳4カ月)を対象とした。実行機能課題の下位機能である抑制機能を測定するために新ストループ検査II(箱田・渡辺, 1990)を、視覚的WMを測定するために手の動作課題(K-ABC II)を、聴覚的WMを測定するために逆唱課題(WISC-IV)を、切り替えを測定するためにTrail Making Test A・B(TMT-A・B)を実施した。また、バスケットボールのゲームパフォーマンスを評価するためにゲームパフォーマンス評価法(Game Performance Assessment Instrument: GPAI)(Griffin et al., 1997)を用いた。さらに、運動能力を測定するために新体力テスト(6~11歳対象)(文部科学省, 1996)を実施した。

3. 研究結果

性別及び月齢を統制した結果、バスケットボールのゲームパフォーマンス評価と抑制課題、ワーキングメモリ(WM)課題、体力測定との間に有意な相関が見られた。また、WM課題と切り替え課題との間に有意な相関が見られた。さらに、実行機能と体力がバスケットボールのゲームパフォーマンスに影響を与えているのかについて共分散構造分析により検討を行った。その結果、WMと切り替えとの間に有意な相関が見られた。また、体力だけでなく、抑制、WMを含む実行機能がバスケットボールのゲームパフォーマンスに対して影響を与えていることが明らかになった。

4. 研究成果の公表

(学会発表)

・青山翔・松村京子, 小学5年生における実行機能がバスケットボールのゲームパフォーマンスに与える影響, 日本教育実践学会第22回研究大会口頭発表, 2019年11月.

〔個人研究一般〕

公共図書館における障害者サービスに関する調査 —視覚障害者職員の役割や音声訳活動を中心として

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 特任准教授 近藤友子

1. 研究の目的

公共図書館における障害者サービスに関しての理解を進め、図書館サービスとしての充実性や役割、課題の明確化について研究目的とした。公共図書館においての障害者サービスでは視覚障害者へのサービス提供が多い。また障害者サービスを担当している図書館職員側においても視覚障害を持つ図書館職員が活躍してサービスへの理解を深める努力を行っている。本研究では公共図書館において障害者サービス担当の図書館職員への聞き取り調査や対面朗読を支える音声訳の協力者へのアンケートを基に、障害者サービスの抱える課題や問題点の考察、これからの障害者サービスの広がりや役割について考察を行った。

2. 研究の概要、方法

公共図書館における障害者サービスは図書館によってサービスに差がみられ、比較的規模の大きな図書館では対面朗読用の部屋もあるが、そうした専用の部屋がない図書館も存在する。本研究では大阪市立中央図書館、大阪市公文書館、岡山市立中央図書館などにおいて障害者サービス、もしくは障害者福祉関連資料の調査を行った。

また公共図書館において障害者サービスを担当する図書館職員の方への聞き取り調査として、視覚に障害を持つ職員と晴眼者の職員への聞き取り調査を行った過程などを参考として障害者サービスの意義や課題についての考察を深めた。

また福知山市立図書館の対面読書（対面朗読）に関わる協力者の方へ、音声訳活動に関するアンケート調査を行い、その結果から障害者サービスに関わる活動への意識や課題の明確化を試みた。アンケートに書かれた自由記述の意見は音声訳活動に関わる人たちの意見を知る貴重なものとなった。

3. 研究成果・公表

図書館における障害者サービス関連についての報告を行える機会として私立大学図書館協会西地区部会研究会で発表の機会があった。多くの私立大学図書館関係者が参加する中で障害者サービスに関しての発表を行えたことや、他の障害者サービス関連の事例報告を聞く機会ともなり、今後の研究推進にとって大いに役立つものとなった。また第21回図書館総合展において図書館利用に困難を持つ人への支援として闘病記文庫を中心としたポスターを制作し、ポスターセッションに参加した。

福知山市立図書館中央館において対面読書の研修会講師を担当した際に、対面読書活動者の方々との意見交換やアンケート調査を実施でき、今後の音声訳活動の研究に対して有益な機会となった。

発表、研修会等の概要は以下のとおりである。

- ・近藤友子「図書館における障がい者支援と障がい者サービスとは」
私立大学図書館協会 2019 年度西地区部会研究会 2019 年 6 月 21 日（金）
於：大阪経済大学
- ・福知山市立図書館 対面読書研修会講師 2019 年 9 月 12 日（木）
於：福知山市立図書館中央館 13:45～15:45
- ・福知山市立図書館 対面読書研修会講師 2020 年 2 月 28 日（金）
於：福知山市立図書館中央館 13:45～15:45
- ・近藤友子「障害者サービスの基本と課題—福知山市立図書館を参考に考える—」
Basics and Problems of Disability Services
—Thinking about Fukuchiyama City Library—
『広島女学院大学人間生活学部紀要』第 7 号 2020 年 3 月 p.23-26
[<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hju/metadata/12321>][2020 年 3 月 30 日確認]
- ・第 21 回図書館総合展 ポスターセッション参加
ポスター題目：「闘病記文庫を考える—ニーズと図書館をつなぐ理想とは—」
ポスター共同制作：近藤友子（代表）、石田泰子、河野有貴子
2019 年 11 月 12 日（火）～11 月 14 日（木） 於：パシフィコ横浜
図書館総合展 2019 ポスターセッション 掲示番号：87
(出展団体名：図書館に関わる私たち)
ポスターセッションのページの題目：「図書館サービスの大切なことって何だろう
～闘病記文庫から医療・健康情報を考えてみよう～」
*図書館総合展主催者側のポスターセッションのページ(ポスター写真等掲示)は
以下の URL を参照。
[<https://www.libraryfair.jp/poster/2019/8680>][2020 年 3 月 30 日確認]

以上

[共同研究-一般]

近世中期の撰関家における漢語由来考証ネットワークの研究

研究代表者 人文学部日本文化学科 教授 柚木靖史

研究分担者 人文学部・人間生活学部 共通教育部門 特任准教授 近藤友子

1. 研究の目的

本研究の目的は、漢字漢語研究の観点から、近世中期に書かれた『槐記』を中心に取上げ、近世中期の漢字漢語使用の状況について解明することにある。『槐記』は、成立事情が明らかであり、語彙的にも豊富な分量を有するにも関わらず、従来、語彙的に日本語の研究資料として取り上げられることが少なかった。そこで、『槐記』という日記資料に焦点を当てつつ、これに同時代の他の日記資料や漢字漢語研究の重要資料である角筆資料、さらに前代の文献を加えて、近世における漢字漢語使用の実態について、共時的・通時的に考察することを目的とした。

2. 研究成果の概要

(1) 『槐記』の漢字漢語語彙索引および人名索引の作成について

『槐記』の漢字漢語語彙索引および人名索引の作成を進めた。漢字漢語語彙索引は、他の日記資料の漢字漢語と比較するための基礎データとなり、人名索引は、『槐記』の漢字漢語使用の背景となる人物関係を明らかにするための資料として使える。

(2) 『槐記』と他の日記資料との比較

『槐記』は知識層といえる公家のお抱え医師（道安）が書いた日記である。これに対して、農民が書いた『大岳地獄物語』（与次兵衛著 神代古文書勉強会解説・編集 2001 国見町教育委員会発行）と比較することで、『槐記』の特徴について重層的な考察を試みた。『大岳地獄物語』では、①漢字漢語の使用が少ない、②当て字使用が多い、③「漢語+す」ではなく「漢語+致す、漢語+奉る」を多用するなどの特徴があり、『槐記』との違いが見出された。今回見出した特徴が一般的に言えるか慎重に検討しつつ、論文化を進めている。

角筆資料も漢字漢語習得過程で成立した資料である。2019年度の調査で見出した、以下に掲げる資料について、現在、分析を進めている。

[長崎県歴史文化資料館にて 2020年3月17日確認]

・「近思録」(4冊 文久4年 2020年3月17日確認)

[諫早市立図書館諫早文庫にて 2020年3月18日確認]

「書経」(1冊 江戸初期 経6) / 「論語集解」(2冊 享保17年 経52) / 「論語」(4冊 江戸中期 経53) / 「論語 朱熹集註」(1冊 江戸中期 経55)

(3) 漢字漢語使用の時代的な変化

近世の『槐記』の漢字漢語の特徴を明らかにするためには、前代の実態を明らかにし、比較することにより、その特徴をより鮮明にすることができる。このために、平安・鎌倉時代の漢字漢語についても研究を継続し、いくつかの論文を作成した。

3. 研究成果の公表と今後について

(1) 漢字漢語語彙索引および人名索引は、現在、データ入力を完了したところで、まだ
完 成 に

は至っていない。

- (2) 『槐記』と『大岳地獄物語』の漢字漢語の比較考察について、現在、論文化を進めている。また、角筆資料について、今回発見した資料について考察した論文を、現在執筆中であるが、その前提資料として、以下の論文を執筆した。
- ・「角筆文献資料から安芸・備後地方の近世方言を探る」（『広島女学院大学論集』第67号 2020.2）
- (3) 『槐記』の漢字漢語と比較するために、以下の論文を執筆した。今後、漢字漢語語彙索引に基づいて、『槐記』の漢字漢語使用の特徴を明らかにしたい。
- ・「漢語動詞「制す」の成立—中国文献の動詞「制」字との意味の比較をとおして」（『広島女学院大学大学院言語文化論叢』第23号 2020.3）
 - ・『源氏物語』における二字漢語動詞の特徴—漢語受容における漢語の和語化について—（『広島女学院大学人文学部紀要』創刊号 2020.3）

〔共同研究-一般〕

障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発

研究代表者 人間生活学部管理栄養学科 教授 渡部 佳美
研究分担者 人間生活学部管理栄養学科 教授 村上 和保

1. 研究の目的

本研究は特別支援学校における学校給食が、知的障害者の自立支援に活用されるようになることを目的として、学校給食の献立の改良、提供の方法、食に関する指導、生涯学習の教材を検討する。これにより、学校給食が家庭へ波及効果をもたらし、障害者の食生活を改善し、生涯にわたっての自立支援に繋げることを目指す。

2. 研究方法

特別支援学校の栄養食事管理、食に関する指導の現状を把握するため、知的障害特別支援学校の栄養教諭を対象に質問紙調査を実施した。また、特に課題として挙げられた摂食嚥下調整食の実施については、現地調査を行った。さらに、嚥下調整食の再現調理を実施し、物性測定、官能評価を行うとともに、調製作業における食品衛生面の課題改善を試みた。

3. 研究経過と概要

(1) 自記式質問紙調査

全国の知的障害特別支援学校 55 校の調査協力を得て、自記式質問紙調査を行った。その結果、9 割を超える学校で給食における個別対応を実施しており、なかでも対応人数が最も多かったのは咀嚼嚥下困難児であった。個別対応における問題点としては、食形態を設定する上で参考のできる基準がないとの回答が約 5 割あり、嚥下調整食のマニュアルの必要性が明らかとなった。

(2) 嚥下調整食の再現調理

現地調査を行った施設の嚥下調整食は、通常の調理品を刻んで提供する方法、圧力鍋または凍結含浸法を用いて軟化させた後に調製する方法であった。これら 3 方法の再現調理を国産豚もも肉を用いて実施し、かたさ、付着性、凝集性を消費者庁の嚥下困難者用食品の許可基準に準じて測定した。併せて、5 点評点法により、食べやすさに関する 7 項目の官能評価を実施した。その結果、通常の調理品を刻んで提供する方法はかたさが有意に高値を示し、誤嚥の危険性が示唆された。これに対し、有効なものとして圧力鍋および凍結含浸法を用いた調理方法があげられた。一方、嚥下調整食の調製作業における食品衛生上の問題点としては、作業過程での主に手指を介すると推察される汚染、使用機器の洗浄の不備の 2 点があげられた。本研究において、これらに対し、作業指示書の改善、効果の高い洗浄方法を提示することができた。

今後、これらの結果を反映し、「学校給食基本献立と HACCP に沿った嚥下調整食マニュアル」を作成する。

4. 研究成果の公表

本研究成果を学会発表するとともに、論文にして学術雑誌に投稿する予定である。

〔学術図書出版助成〕

ジャパニーズ・モダン

人間生活学部 児童教育学科 教授 三栴正典

1. 刊行の目的及び意義

日本が開国した 19 世紀、ヨーロッパでは浮世絵を中心としたジャポニズムが流行し、初めて国外において日本の文化が注目を浴びた。世紀をまたいだ今日、漫画やアニメを中心としたクールジャパンが海外で注目され、2020 年に開夏期オリンピックが東京で開催されることを契機に、その関心はさらに高まるとともに、日本の伝統文化や日本美術が見直され始めて来ている。

このような状況下において、本書は、「ジャパニーズ・モダン」をテーマに、我が国の日本美術史を振り返るとともに、「ジャポニズム」や「クールジャパン」など海外から見た日本美術の魅力を考え、日本の伝統文化と現代アートの融合させた新たなアート「ジャパニーズ・モダン」の創造を目的とするものである。作家自らが制作した作品について理論を加え、「作品」と「理論」構築を図るとともに、新たな作品鑑賞のあり方を提示するものでもある。それだけに実践（作品）と実践を統合した本書刊行の意義は大きいと考える。

2. 刊行物の内容

本書は、現代美術作家として筆者が日本の伝統的建造物の空間で制作してきたこれまでの実践を基盤に、「日本の伝統文化」と「現代アート」の理論構築を図るとともにその融合を通じた新しい美意識「ジャパニーズ・モダン」を導き出す方法論を提示するものである。論の柱は以下の通りである

1. 「日本美術」に関わる国内外の日本美術に対する美意識について、美術史家であり明治大学教授である山下裕二氏の理論を取り上げ、分析検討を加えながら、「日本美術の魅力」についてまとめた。

2. 第一章の内容をふまえながら京都における「江戸時代の美」に着目し、江戸時代に花開いた「日本の美」を現代に繋いでいく企画を続けている「ギャラリー白川」を取り上げ、新しい美「ジャパニーズ・モダン」の創造の起源をまとめた。

3. 「永遠のモダン」を提唱した庭師重森三玲を取り上げ、三玲の目指す「永遠のモダン」を分析するとともに、「ジャパニーズ・モダン」に繋がる理論をまとめた。

4. 美術館あーとあい・きさで公開された作品を中心に 2012 年以降今日まで日本の伝統文化の空間で展開してきた実践と作品を紹介。伝統と現代の融合という新たな日本の美意識「ジャパニーズ・モダン」の方向性とその方法論を記述した。

5. これまで制作してきた作品の中の 5 点の制作過程についての制作論文を紹介。日本の伝統文化と現代アートの融合を図りながら新しい美意識「ジャパニーズ・モダン」に向かう過程をまとめた。

6. 外部識者の視点を加えながら、客観的に「ジャパニーズ・モダン」について捉えながら、本書の論をまとめた。

Ⅲ. 2018 年度広島女学院大学学術研究助成

【研究成果報告】

[個人研究-一般]

研究代表者 石長 考二郎

テーマ 抗がん剤治療中に食事のニオイで嘔気を催す患者苦痛の対策食の開発

成果 1) 学会誌等

石長孝二郎 がん治療対策食を考案するための予備的検討：香味野菜と香辛料を活用した臭いに誘発される食物嫌悪の抑制効果：日本病態栄養学会誌 22(3), pp. 197-205, 2019 年 9 月

石長孝二郎 食事苦情の訴えを考察するための女子大学生を対象としたレトロネーザル知覚に伴う嗅覚と味覚の関連：栄養学雑誌 77(6), pp. 1-9, 2019 年 12 月

成果 2) 口頭発表等

石長孝二郎 (広島 NST アワード 最優秀演題賞 受賞)
嗅覚感知を“味”と錯覚している可能性の検討 - 金属味のメカニズムの予測-. 第 17 回 広島 NST 研究会, 2019 年 10 月 26 日

石長孝二郎 悪性リンパ腫患者において化学療法中に食物のにおいを嗅ぐことにより誘発される情動反応 (快・不快) の変化. 第 23 回日本病態栄養学会年次学術集会, 2020 年 1 月 24 日

石長孝二郎 香味野菜・香辛料を使用した際の食物の匂いに対する気分の快・不快の変化. 第 27 回広島県栄養改善学会, 2020 年 2 月 22 日

(招待講演)

石長孝二郎 抗がん剤治療に伴う味覚嗅覚変化と食物嫌悪. 第 7 回関西 DRAGON 勉強会, 2019 年 6 月 8 日

石長孝二郎 抗がん剤治療に伴う味覚・嗅覚変化と食物嫌悪. 山口県栄養士会 生涯教育実務研修会, 2019 年 10 月 19 日

石長孝二郎 (がんシンポジウム)
がん患者の栄養管理 化学療法施行時・緩和ケア時における支

援-がん患者の栄養管理について管理栄養士に望むこと-。第 23 回日本病態栄養学会年次学術集会, 2020 年 1 月 25 日

研究代表者 真木 利江

テーマ 丹下健三の戦後作品におけるランドスケープデザインに関する研究

成果 1) 学会誌等

真木 利江, 新畑 朋子「丹下健三による戦没学徒を記念する広場のランドスケープデザイン」『日本建築学会中国支部研究報告集』, 第 42 巻, pp. 919-922, 2019 年 3 月

真木 利江「丹下健三による慰霊と平和記念のランドスケープデザイン」『日本建築学会計画系論文集』, 第 85 巻, 第 769 号, pp. 715-723, 査読有, 2020 年 3 月

成果 2) 口頭発表

真木 利江「丹下健三による大東亜建設記念営造計画のランドスケープデザイン」日本建築学会大会(北陸)学術講演, 金沢工業大学, 2019 年 9 月 6 日(『日本建築学会大会(北陸)学術講演梗概集』pp. 731-732)

研究代表者 植西 浩一

テーマ 近代文学教材の研究-漱石文学に焦点を当てて-

成果 1) 学会誌等

植西浩一「中学校教材としての漱石文学-現行教科書教材に着目して-」『広島女学院大学国際教養学部紀要 第 6 号』, PP1-9 2019 年 3 月

植西浩一「豊かなイメージ形成をめざした読むことの学習指導-夏目漱石「夢十夜」の先行研究をふまえて-」『国語教育実践理論研究会研究紀要 第 27 号』, PP11-18 2019 年 3 月

成果 2) 口頭発表

植西浩一「夏目漱石「夢十夜」の教材研究-研究と授業実践の接点を求めて-」第 134 回全国大学国語教育学会大阪大会 2018 年 5 月 26 日 於・大阪教育大学 柏原キャンパス

植西浩一 「感性的思考を育てる読むことの指導－「夢十夜」を教材にして－」 国語教育実践理論研究会第 27 回研究集会 2018 年 8 月 4 日 於・佐賀千代田館

研究代表者 戸田 慧

テーマ アーネスト・ヘミングウェイ作品における娼婦の表象

成果 1) 学会誌等

戸田 慧 「兵士は故郷に帰り、人魚の夢を見る－「夏の仲間」における「理想の」女－」『ヘミングウェイ研究』第 20 号、2019 年 6 月、3-12 頁、日本ヘミングウェイ協会

成果 2) 口頭発表

戸田 慧 「夏の仲間」における人魚と娼婦」日本ヘミングウェイ協会 第 29 回全国大会シンポジウム、2018 年 11 月 17 日、関西学院大学

研究代表者 Robert Dormer

テーマ History in International Relations Disciplinary Identity: Textbooks, Classrooms, and Variation Across Regions

成果 1) 学会誌等

Dormer, R. (2019). The Historiographical Turn and Attitudes to History in Japanese International Relations. *Independence & Interdependence: Proceedings of the Asian Conference on Social Sciences 2019. Tokyo, Japan.* [Refereed] pp.61-79. ISSN 2186-2303.

成果 2) 口頭発表

Robert Dormer “Global Village Field Experience: Fostering Leadership, Confidence, Sustainability Attitudes, and Asset-Based Community Development Skills at a Women’s University in Japan.” WLEC2019 10th Annual Women’s Leadership and Empowerment Conference. March 1st-3rd, 2019.

Robert Dormer *The Historiographical Turn and Attitudes to History in Japanese International Relations*. ACSS2019, Asian Conference on Social Sciences. May 20th-22nd, 2019.

研究代表者 中田美喜子

テーマ History in International Relations Disciplinary Identity: Textbooks, Classrooms, and Variation Across Regions

成果 1) 学会誌等

中田美喜子 「SNS を利用した大学生のコミュニケーション 意識調査の比較から」、広島女学院大学国際教養学部紀要, 第 6 号, 44-49, 2019 年 3 月

研究代表者 Timothy Wilson

テーマ A Study of Intensifiers used in Apologies Between British and American Native English Speakers, and How This Affects Japanese English Language Learners' Pragmatic Development

成果 1) 学会誌等

Timothy Wilson “A Study of Intensifiers Used in Apologies Between British and American Native English Speakers, and How This Affects Japanese English Learners' Pragmatic Development”, 『大学英語教育学会中国・四国支部研究紀要』第 16 号, 2019 年 6 月, 37-48, 大学英語教育学会中国・四国支部.

成果 2) その他

[一般演題(ポスター発表)]

Timothy Wilson “A Study of Intensifiers Used in Apologies Between British and American Native English Speakers, and How This Affects Japanese English Language Learners' Pragmatic Development”, 57th JACET International Convention, 2018 年 8 月 28・29 日.

研究代表者 柚木靖史

テーマ 近世中期の撰関家における漢語由来考証ネットワークの研究
— 『槐記』を中心として—

成果 1) 学会誌等

- 柚木靖史 「漢語動詞「制す」の成立—中国文献の動詞「制」字との意味の比較をとおして」『広島女学院大学大学院言語文化論叢』第23号 (13 - 32 頁) 2020年3月
- 柚木靖史 「角筆文献資料から安芸・備後地方の近世方言を探る —広島県立文書館蔵の角筆文献調査(二〇一四年—二〇一六年)—」『広島女学院大学論集』第67号 (73 - 93 頁) 2020年2月
- 柚木靖史 「『源氏物語』における二字漢語動詞の特徴—漢語受容における漢語の和語化について—」『広島女学院大学人文学部紀要』創刊号 (1 - 23 頁) 2020年3月

研究代表者 Daniel G.C. Hougham

テーマ Facilitating Japanese University Students' Autonomous Language Learning in the Digital Era

成果 1) 学会誌等

Daniel G. C. Hougham Reflections on ILA 2018, Learning Learning, 25(2), pp. 74-76.

成果 2) 口頭発表

Daniel G. C. Hougham Online Quizzing with Immediate Feedback Through Quizlet, Google and Flubaroo Add-on, JALTCALL 2018 Conference, Nagoya, Aichi Prefecture, Japan.

Daniel G. C. Hougham Online Quizzing/Testing with Immediate Feedback through Quizlet, Google, and Flubaroo Add-on, ILA 2018 Conference, Kobe, Hyogo Prefecture, Japan.

成果 3) その他

Daniel G. C. Hougham Facilitating Japanese University Students' Autonomous Learning In and Beyond the Classroom, ILA Conference Proceedings 2018 (forthcoming in 2020)

Daniel G. C. Hougham Collaborative Reflections on ILA 2018 Conference, ILA Conference Proceedings 2018 (forthcoming in 2020)

[個人研究-作品発表]

研究代表者 三樹正典

テーマ 日本の伝統文化と現代アートの融合

成果 1) 作品発表

三榎正典 「枝垂れ桜」「咲椿散椿」
5月一般公開
10:00～16:00
海田町旧千葉家住居「神保の間」
主催：海田町教育委員会

三榎正典 個展「ジャパニーズ・モダン」
7月28日（日）～9月8日（日）
10:00～17:00
主催：美術館あーとあい・きさ

三榎正典 特別展示「印象派を読み解くための日本の伝統的空間」
2020年1月25日～3月22日（日）
9:00～17:00
主催：ひろしま美術館

成果 2) 作品制作文

三榎 正典 屏風絵「枝垂桜」「咲き椿」「散り椿」
『広島女学院大学幼児教育心理学科紀要』 第6号 pp.55-60
2020年3月



「咲椿散椿」海田町旧千葉家住居「神保の間」



「日本の伝統的空間」ひろしま美術館

[共同研究・一般]

研究代表者 檜崎久美子

研究分担者 足立直子

テーマ 地域における行事を軸とした持続可能な開発のための教育プログラムの検討

成果 1) 学会誌等

檜崎久美子 「祭礼に用いられる装束の実態－殿賀花田植えの早乙女衣装を
例に－」『人間生活学部紀要』第6号、2019年3月、75－59頁、
広島女学院大学人間生活学部

成果 2) 口頭発表

檜崎久美子 「地域の祭礼装束を題材とした家庭科衣生活分野の教材化につ
いて」 第39回日本家庭科教育学会中国地区会（松江大会）
2019年8月17日 島根大学

IV. 客員研究員の活動報告

田中 圭子

1. 研究テーマ

薫物文化の包括的把握と再興に向けた文献学的研究

2. 活動概要

稿者は、奈良時代以前に大陸から渡来した芳香剤の一種・薫物（たきもの）の処方や調合法を主題とする薫物書（たきものしよ）について研究しており、2012年度以降は日本の中世から近世にかけて行われた薫物文化の実相と変遷の解明を目的とした調査研究活動を実施している。

2019年度には次の(1)から(4)の活動を実施した。

(1) 公的研究費による調査研究活動

① 研究代表者としての活動

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）補助事業「薫物文化の包括的把握と再興に向けた文献学的研究」（課題番号 18K00340）の研究計画を、研究代表者として実施中である。研究期間は2018年度から2020年度の3年間を予定している。

2019年度には、2018年度に3名の研究協力者（当時）とともに2度にわたり実施した公益財団法人陽明文庫での古文書古典籍閲覧調査会における成果の報告を目的として、収集資料の書誌を主題とした研究論文を執筆した他、上記の3名の内2名を研究分担者に変更し、海外在住の研究協力者を交えてのグループ発表、及び個人発表を、国際学術大会において実施した。以上の他にも、所属機関以外の大学、団体が主催した講演やワークショップに積極的に出講した（本報告書 2.-(3)、及び 3.参照）。以上の活動により、研究成果の国内外へのフィードバック、及び市民との対話の実現に取り組んだ。

研究の進捗状況は順調であり、当初計画よりも早期に資料収集を完了できる見通しであった。しかしながら、2019年秋季以降、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度に計画している国内資料調査、及び国際学術大会での研究成果報告については、実施の可否や時期についての見通しが立たない状況にある。調査対象としている機関や学術大会の主催団体の判断により、予定していた調査や発表が困難となり、研究計画を1年ないし1年半延長せざるを得ない場合には、研究計画の変更ないし研究期間の延長が必要となることから、独立行政法人日本学術振興会に必要な申請等を行う考えである。

② 研究分担者としての活動

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）補助事業「小城鍋島文庫蔵典籍の解題目録と蔵書印データベースの作成」（課題番

号 18K00282) に、研究分担者として参加している。研究期間は 2018 年度から 2021 年度の 4 年間で予定している。

2019 年度には、佐賀大学図書館小城鍋島文庫所蔵の小城鍋島家旧蔵古文書古典籍の調査研究に参加して、国書『和学知辺草』の翻刻作業を分担した。また、2018 年度末に①の資金により武雄市歴史資料館(佐賀県)で実施した閲覧調査において、薫物書『香調合法』(無題、写本 1 冊、前編五-2-14)に鍋島藩主ゆかりの品と伝わる薫物「梅花」の処方が記載されるのを確認していたことから、佐賀大学・小城市交流事業特別展のパネル及び図録において『香調合法』の解題を執筆した他、同特別展関連行事である市民向け講演会に出講して、上記の薫物「梅花」を調合、披露するとともに、『香調合法』の書誌についても紹介した(本報告書 2.-(3)、及び 3.参照)。以上の取り組みにより、小城鍋島家の教養文化の一端である香文化に関する研究成果を、佐賀県の歴史文化に関心を持つ市民及び研究者に還元できるよう努めた。

(2) データベースの構築

2015 年度から継続して、平安時代の類纂と伝わる『薫集類抄』を始めとした薫物諸書に載録される薫物の種類を銘ごとに区別し、諸書における載録の有無を入力したデータベースを構築中である。完成すれば、既存の薫物諸書を網羅した同類文の比較及び探索が容易になるほか、記述内容の分類、分析をより精密に実施することができる。また、新出資料の書誌をいち早く分析、解明することも可能になる。

次年度には、年度末の完成を目指してデータベースの拡張と充実に引き続き努めるとともに、データベースの公開ないし共有の準備を進める予定である。これにより、古代から近世にかけての薫物文化の実相と史の変遷について文献学的に跡付ける一助としたい考えである。

(3) アウトリーチ活動の実施

研究成果を用いたアウトリーチ活動として、平安時代から江戸時代までの薫物書に載録される薫物の処方を調合するなどして、「ハンドオン教材」として活用できるよう、体験型講演会やワークショップへの出講、出展に、2015 年度から取り組んでいる。

① 平泉のかをり創造プロジェクト(岩手県)への出講

2019 年 4 月 27 日及び 12 月 6 日に、岩手県西磐井郡平泉町を拠点とする市民グループが地方自治体の助成を受けて結成した「平泉のかをり創造プロジェクト」が主催するワークショップ「作ってみよう!平安時代の香り」及び「作ってみよう!平泉の薫り」に出講した(於・毛越寺浄土の館)。同プロジェクトでは、2021 年の平泉の世界遺産登録 10 周年を記



写真 1:小城市歴史資料館でのワークショップに使用した資材。写真手前のボウルには、鍋島加賀守ゆかりの薫物「梅花」の香具を処方の分量通りに用意し、個包装して重ねている。

念した、新たな香り製品の開発を目指している。

2度のワークショップでは、平泉地域の歴史文化に関心を持つ市民を対象に、平安時代以来の薫物の歴史や調合法について解説しながら、簡易的な調合法の実演指導を行った。また、12月6日の開催時には、参加者が「平泉の薫り」をテーマに独自の薫物を創作し、それぞれの芳香の出来を競う「ミニ・コンペ」も開催。平泉の歴史や情景をテーマとする、思い思いの香りが披露された。これらの活動により、商品開発のヒントとなる試作品を、市民グループに提供することができた。また、(2)-①の公的研究費による研究活動で目標として掲げる〈薫物文化の復興〉を実現する為の一步として、市民が自立して薫物を調合するための、知識と技能を提供することができた。

② 鴻臚館体験講座（福岡県）への出講

2019年11月9日に、平安時代の筑紫国に置かれていた外交・海外交易施設「鴻臚館」が繁栄した時代の歴史文化を体験的に学習する市民向け講座「鴻臚館体験講座」に出講（於・福岡市美術館）。平安時代の天皇や皇子が実際に所有したと伝わり、王朝物語作品『源氏物語』で男主人公・光源氏が調合した薫物の〈モデル〉とも言われる薫物「侍従」の処方に参加者と一緒に調合し、香炉を使用してその芳香を賞玩した。後半の時間には、参加者が和歌や俳句、歌謡曲などで詠われる情景をテーマにした薫物を創作し、それぞれの芳香の出来を競う「ミニ・コンペ」も開催。参加者相互の交流を促しながら、地域の歴史文化に理解と関心を深めることに貢献することができた。また、(2)の①の公的研究費による研究活動で目標として掲げる〈薫物文化の復興〉を実現する為の一步として、市民が自立して薫物を調合するための、知識と技能を提供することができた。



写真2：鴻臚館体験講座の会場に用意した香具。個別に容器に納めた数種類の香具をテーブルごとにセットして、参加者による薫物の調合や創作の資材として提供した。

③ 佐賀大学・小城市交流

事業特別展ワークショップ（佐賀県）への出講

2019年11月16日佐賀大学・小城市交流事業特別展の行事として企画されたワークショップ「鍋島家ゆかりの香り体験会」に、「作って、丸めて、かいでみよう！鍋島加賀守の薫物「梅花」と題して出講（於・小城市歴史資料館）。戦国時代から江戸時代前期に活躍した肥前佐賀藩祖・鍋島直茂（1538-1618）ゆかりの品として伝来した可能性のある薫物「梅花」の処方及び出典の書誌を紹介して、参加者とともに「梅花」を調合し、香炉を使用してその芳香を賞玩した。これにより、鍋島家の教養文化の一端である香文化に関する研究成果を、佐賀県の歴史文化に関心を持つ市民及び研究者に還元することができた。

④ 広島大学大学院文学研究科内海文化研究施設季例会・公開講演会（広島県）での展示

2020年2月より、統合生命科学研究科附属植物遺伝子保管実験施設と共同で、広大で育成された「キクタニギク」の花と葉を使用した薫物「菊花」を調合する活動に取り組んでい

る。「菊花」は平安時代に考案、愛好されたと見られる薫物の一つで、菊の花の香りに似せて調合されたと伝わる。広島大学では、菊の DNA、ゲノム研究が長年にわたり実施されている。この研究の基盤的資源の一つが、植物遺伝子保管実験施設で栽培されるキクタニギクである。広島県地域を含む日本と東アジアに分布して自生する種類で、花や葉の香りに地域ごとの多様性が見られることが特徴とされる。

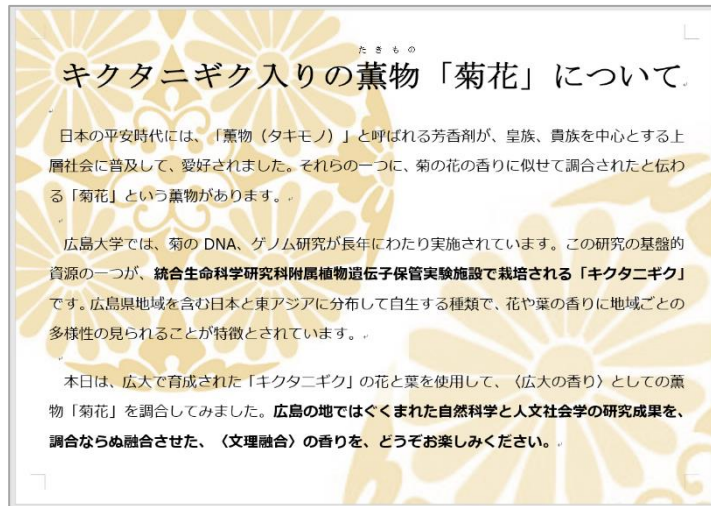


写真3：広島大学大学院文学研究科内海文化研究施設季例会・公開講演会の会場に展示した、キクタニギク入りの薫物「菊花」の説明文。

2020年3月10日開催の広島大学大学院文学研究科内海文化研究施設季例会・公開講演会では、主催側の厚意により、講演会場でキクタニギクの「菊花」の試作品を展示し、地域の社会人や学生、教職員を始めとする参加者に紹介することができた。

2020年度には、キクタニギクの最盛期である10月に「菊花」を完成させ、〈文理融合の香り〉として学内外の市民や研究者に紹介することにより、幅広い分野の学術研究を振興するための一助としたい考えである。

(4) 学術研究誌の発行

文献学的手法による基礎研究の進展を期して、薫物書の資料研究を専門とする研究会「薫物書研究会」を設立し、2014年4月に電子ジャーナル「薫物書の研究」を創刊。広島県大学共同リポジトリ（HARP）への掲載をもって発行している。

2019年11月には、上記(1)の研究成果の一部を論文化した拙稿を掲載した第5号を発行することができた。次年度には、第6号の編集発行に引き続き取り組む他、創刊号から第5号までの掲載内容を始めとする既出の拙稿を再編集し、単著として取りまとめた考えである。

3. 研究成果一覧（2019年4月～2020年3月）

(1) 著書（共著）

① 『図録：京の雅と小城藩』、分担執筆（範囲：コラム「肥前鍋島家と薫物」、解題「香道滝之糸」ほか）、佐賀大学地域学歴史文化研究センター、2019年10月（依頼あり）

(2) 学術研究論文

① 「陽明文庫所蔵「焼物之方」翻刻と校異 附・『薫物調合秘方』人名家名等解説及び索引」、田中圭子、『薫物書の研究』第5号、pp.1-91.、2019年11月（査読有り）

(3) 口頭発表

① 「八条殿智仁親王の薫物方とその伝承について」、田中圭子、第57回古典研究会、2019

年6月16日、於・広島大学東広島キャンパス

② 「日本伝統文化の歴史と展望：諸学諸芸と諸行事の〈これまで〉と〈これから〉を考える」、田中圭子（パネル（グループ）発表申請代表者・司会者・討論者）、東アジア日本研究者協議会；第4回国際学術大会、2019年11月2日、於・台湾大学日本研究センター

③ 「日本の中世近世香文化の実相について一芳香剤「薫物（たきもの）」の秘められた歴史をひもとく」、田中圭子（個人発表者）、東アジア日本研究者協議会；第4回国際学術大会、2019年11月2日、於・台湾大学日本研究センター

(4) その他

① ワークショップ、「作ってみよう！平安時代の香り」、田中圭子、平安時代の香りを再現！！；平泉のかをり創造プロジェクト、2019年4月27日、於・毛越寺浄土の館（招待有り）

② 講演会、「創ってみよう！鴻臚館の香り」、田中圭子、鴻臚館体験講座、2019年11月9日、於・福岡市美術館（招待有り）

③ ワークショップ、「鍋島家ゆかりの香り体験会：作って、丸めて、かいてみよう！鍋島加賀守ゆかりの薫物「梅花」」、田中圭子、佐賀大学・小城市交流事業特別展、2019年11月16日、於・小城市歴史資料館（招待有り）

④ ワークショップ、「作ってみよう！平泉の薫り」、田中圭子、平泉のかをり創造プロジェクト、2019年12月6日、於・毛越寺浄土の館（招待有り）

V. 2019 年度広島女学院大学学術研究助成

【交付一覧】

研究種目	研究代表者氏名	研究題目	助成期間	助成決算額
個人研究（一般）	テイモシー・ジョン・ウィルソン	A Comparative Study of Intensifiers used in Politeness Strategies Between British and American Native English Speakers, and How This Affects Japanese English Language Learners' Pedagogical Development	2019	259,260
	ロバート・トーマー	Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5°Special Report	2019	424,043
	クニエカ・G・C・ホフマン	Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age	2019	499,963
	植西 浩一	感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—	2019	499,270
	楢崎 久美子	地域における行事を軸としたESDのための教材開発	2019	439,669
	中田 美喜子	アクティブ・ラーニングの学習効果—学習方法別の学習効果について—	2019	499,995
	塚野 路哉	前川國男の建築作品における屋外空間の展開	2019	500,000
	真木 利江	沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン	2019	500,000
	土谷 佳弘	転写活性非依存的な転写因子NF-κBのハブ機能を介した細胞内情報伝達機構の解析	2019	494,220
	石長 孝二郎	抗がん剤治療中に食事のニオイで嘔気を催す患者苦痛の対策食の開発	2019	500,000
	青山 翔	実行機能が球技におけるゲームパフォーマンスに与える影響	2019	500,000
	近藤 友子	公共図書館における障害者サービスに関する調査—視覚障害者職員の役割や音声訳活動を中心として	2019	352,030
	共同研究（一般）	柚木 靖史	近世中期の撰閲家における漢語由来考証ネットワークの研究	2019
渡部 佳美		障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発	2019	806,572
計				7,170,536

VI. 2019 年度科学研究費補助金

【交付一覧】

本紙上では研究代表者への交付についてのみ報告し、研究分担者として学内外から受けた配分額については記載しない。

研究種目 審査区分	研究代表者氏名	研究題目	研究期間	直接経費 間接経費
基盤研究(C) 一般	福田 道宏	近世宮廷絵師の画系、出自的背景と宮廷社会に関する基礎研究	2016-2019	700,000 210,000
	中村 勝美	イギリスにおける中等教育試験の成立—高大接続の視点から	2016-2019	※ 1
	市川 知美	夜遅い食事は歯周病のリスクを上げるか? : 食事の質と摂取時刻の比較研究	2017-2019	400,000 120,000
	澤村 雅史	キリスト教の起源—初期キリスト教におけるマタイ福音書受容史から見た一断面	2017-2020	400,000 120,000
	スパイサー ポール	The Films of Kenji Mizoguchi: History, Tradition and Culture	2017-2020	400,000 120,000
	田中 圭子	薫物文化の包括的把握と再興に向けた文献学的研究	2018-2020	700,000 210,000
	小林 文香	住まい手の主体的な住み継ぎや地域環境の継承をめざした生活知共有プログラムの開発	2018-2020	1,000,000 300,000
	森保 尚美	音楽鑑賞授業における舞踊の指導を応用した音楽活動モデルの開発	2018-2021	300,000 90,000
若手研究(B)	妻木 陽子	食物アレルギー対応に関する地域教育プログラムの構築～社会的ニーズの把握から～	2017-2020	700,000 210,000
	関谷 弘毅	外国語学習に与える影響メカニズムの解明と介入法の開発	2017-2019	700,000 210,000
若手研究	伊藤 千尋	「大規模投資」にともなうアフリカの都市—農村関係の変容	2018-2020	1,300,000 390,000
	戸田 慧	アーネスト・ヘミングウェイの文学における「動物性愛」に関する一次資料研究	2019-2022	600,000 180,000
計				7,200,000 2,160,000
直接経費・間接経費 合計				9,360,000

※1 令和元（2019）年度は研究期間延長のため未使用額（繰越金）のみ使用し助成金交付なし。

Ⅶ. 関係規程・内規

広島女学院大学総合研究所規程 2031～2032-1-

広島女学院大学公倫理審査委員会規程 2091～2091-3-

広島女学院大学利益相反管理指針 2092～2092-3-

広島女学院大学利益相反管理施行細則 2092-4-

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針 2092-1-1～2092-1-4

広島女学院大学学術研究助成規程 2501～2505

広島女学院大学学術研究助成規程細則 2507

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程 2521～2522

広島女学院大学学会特別助成規程細則 2531～2532

広島女学院大学特別専任研究員規程 2541～2542

広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規定 2551～2554

広島女学院大学受託研究規程 2561～2562

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

広島女学院大学総合研究所規程

1992. 10. 7 制 定
1993. 12.17 改 正
1999. 1. 7 〃
1999. 3. 2 〃
2001. 5. 7 〃
2007. 4. 1 〃
2015. 3. 3 〃
2015. 10. 6 〃
2018. 3.13 〃

(名 称)

第1条 広島女学院大学学則第49条に基づいて、本学に研究所を置き、広島女学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究所は、広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論的研究・実態調査研究及び実験研究
- (2) 調査・研究のために必要な資料の収集・整理
- (3) 研究発表及び研究報告書の編集・刊行
- (4) 大学論集の編集・発行
- (5) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (6) 調査・研究の受託
- (7) 広島女学院大学学術研究助成費の運営・管理
- (8) 科学研究費補助金等公的研究費の運営・管理
- (9) その他研究所委員会で必要と認めた事業

(研究部門)

第4条 研究所は、研究活動の推進をはかるため、人文・社会・自然科学の諸部門を設ける。

(組 織)

第5条 研究所に所長、研究所員、研究員及び事務職員を置く。

2 研究所に専任研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は学長に直属し、学長が全学教授会の議を経て専任教員の中から任命する。

2 所長は研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究所員)

第7条 本学の専任教員は、すべて研究所員となる。

(研究員)

第8条 研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員とする。

2 専任研究員は、別に定める規程により研究所委員会の選考に基づき、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

ただし、所長が必要と認めた場合、その推薦による特別専任研究員を置くことができる。特別専任研究員については別に定める。

3 専任研究員の身分は、前項ただし書きによるものをのぞき、教授、准教授、専任講師、助教とする。

4 兼任研究員は、各学部専任教員のうち、研究所委員会の推薦と所属長の承認を経て学長が委嘱する。

5 客員研究員は、研究所委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第9条 事務職員は、第3条各号に関する事務を処理する。ただし、第6号の事務については別に定める規程、取扱内規によるものとする。

(研究所委員会)

第10条 研究所に研究所委員会を置く。

2 研究所委員会は、研究の計画、実施及び予算、決算、研究所の運営に関する重要事項について審議する。

3 研究所委員会は所長、専任研究員、総合研究所事務課長、学科長（国際教養学科は学科主任）によって構成される。

4 研究所委員会は所長が招集し、その議長となる。

5 研究所委員会の委員の任期は、所長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定して、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第8号及び第10条第3項を改正し、第3条第5号及び第9号、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第4号を削除し以下1号繰り上げ、第9条を改正して、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第6条、第10条及び第11条を改正して、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学倫理審査委員会規程

2015. 5. 13 制定

2016. 4. 5 改正

2018. 3. 13 //

2019. 4. 9 //

(目 的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする研究について、広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針、及び広島女学院大学利益相反管理指針に沿って、人間の尊重及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるよう、学長の命を受けて研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に審議結果を上申することを目的とする。

(審議の対象)

第2条 広島女学院大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が審議する内容は、人を対象とする研究（以下「研究」という。）とする。

(委員会の役割・責務等)

第3条 本学の委員会は、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に文書により上申する。特に、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究で介入を行うものについて、問題と思われる場合は、研究計画の変更または研究の中止に関し必要な意見を上申することができる。

2 委員会は次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕
- (2) 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報保護、情報の保管など）
- (3) 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査
- (4) 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査
- (5) その他、学長より指示のあった研究内容に関する事項

3 委員及び事務に従事した者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員5名以上で構成し、次の要件のすべてを満たす委員で構成されなくてはならない。なお(1)~(3)にあげる委員は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者が含まれていること。
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
 - (4) 本学に所属しない者が含まれていること。
 - (5) 男女両性で構成されていること。
 - (6) 委員会は審査の対象や内容等に応じて，有識者に意見を求めることができること。
 - (7) 委員名簿は本学のホームページで公表すること。
- 2 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員を生じたときは，これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会に委員長を置き，委員の互選によって定める。
 - 4 委員長に事故があるとき，または委員長の職務が執行できない場合は，委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
 - 5 委員が審査を依頼した場合は，その委員が委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。その場合，委員が5名に満たない場合には，委員長が委員代理を決定して補充する。
 - 6 委員会の事務は総合研究所に置く。

(委員会の招集と議事)

第5条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

- 2 委員会は年2回、9月と3月に開催し、原則として9月は迅速審査、3月は定例審査を行うこととする。
- 3 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第2号および3号の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 申請者は委員会から求められた場合には，委員会に出席し，申請内容等を説明すると共に意見を述べることができる。
- 5 審査の判定は出席委員の3分の2以上の多数により決するものとし，次の各号に掲げる表示により行い，学長に提出する。
 - (1) 非該当と思われる
 - (2) 承認すべき

- (3) 条件付承認すべき（一部修正が必要である）
- (4) 変更の勧告が必要と思われる
- (5) 不承認すべき

（申請手続及び判定の提案）

第 6 条 審査を申請しようとする者は倫理審査申請書および利益相反申告書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。また、迅速審査を希望する者は迅速審査依頼書を提出することとする。

2 委員長は審査終了後速やかにその判定を学長に提案しなくてはならない。

3 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第 5 条第 4 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号である場合は、その条件又は変更・不承認の理由等を記載しなければならない。

（迅速審査）

第 7 条 申請者より迅速審査依頼書の提出があり、委員長が迅速審査に該当すると判断した場合は、当該委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、学長に審査結果を上申することができる。なお、迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

2 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下の通りとする。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、すでに当該研究の全体について、共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

なお、迅速審査の申請者は迅速審査依頼書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。

（審査資料の保管）

第 8 条 委員会で審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日まで保管する。

第 9 条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

- 附 則
1 本規程は、2015年5月13日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第7条を改正し2016年4月1日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第9条を改正し2018年4月1日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第5条を改正し2019年4月9日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤である。研究を充実させ持続するためには、大学の教職員が学外の企業・団体と連携活動等（共同研究、受託研究等）を行うこともある。しかしその場合、連携先との間に経済的な利益（役員就任や株式保有、あるいは多額の報酬等）が発生することも考えられる。企業との経済的利益関係それ自体が否定的に評価されるべきものではないが、研究本来の真理探究の目的に弊害が生じる可能性や、弊害が生じているかのごとく疑われる可能性もあり、研究者は自らの中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことが求められている。

この広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、利益相反の状況について自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たす内容を定めたものである。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 利益相反開示の目的

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、自らの社会的信頼を確保するために、本学が定める基準（施行細則）に従って、利益相反の状況について別紙様式第 1 にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

4 定義

本学における利益相反とは、「個人としての利益相反」を意味する。

真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と、営利追求を目的とした活動を行う企業・団体との間で、その目的や役割が違うことから、教職員が企業・団体との関係で有する利益と、教職員の大学における責任とが衝突する状況が生じることがある。このような状況を「個人としての利益相反」といい、本学の利益相反の定義とする。

5 責任体制

利益相反の管理を適正に行うための責任体制を、「利益相反管理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の管理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

① 管理指針の運用責任者は、学長とする。

② 学長は本学の管理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。

③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関としての倫理審査委員会の意見を尊重する。

④ 利益相反の自己申告に記載された内容については、申告者本人が責任を負うものとする。

5. 2 責務

① 学長の責務

ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない。

イ 学長は研究者の利益相反の自己申告について、虚偽の事実または虚偽の情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、研究発表や論文発表の中止、研究者の処分等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

ア 研究者等は個人の責任において、利益相反の状況について別紙様式第1にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たさなければならない。

イ 研究者等は、医薬品又は医療機械の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反の状況を研究計画書に記載しなければならない。また、その場合は、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて、利益相反の状況を研究対象者等に説明しなければならない。

ウ 研究者等は、自己申告した利益相反の状況において、申告漏れや申告間違いがあった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、本学の管理指針を適正に運用するため、中立的かつ公平に評価し、問題があると疑われる場合には、学長に審議結果を上申することができる。

6 自己申告の内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

② エクイティ（株式、出資金、ストックオプション、受益権など）の保有の有無

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料

④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた一定額以上の報酬（講演料など）

⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った一定額以上の原稿料

⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する一定額以上の研究費

なお、利益相反の申告すべき事項の詳細は、広島女学院大学利益相反管理施行細則にて定める。

7 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

8 自己申告書の管理

利益相反の自己申告書および自己申告に関連して作成された文章は、倫理審査委員会の資料として、個人情報保護の管理に置かれ、審査資料は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日まで保管する。

なお、利益相反に関する情報は、必要があれば開示の可否、範囲、方法等を検討するが、個人情報が含まれているため、開示にあたっては申告者と事前に相談する。

9 施行細則の制定

利益相反に関して開示・公開すべき内容の詳細は、現段階においては社会的に開示基準が確立されていない。そのため、本学の利益相反管理指針では施行細則を制定し、開示する対象や内容の範囲について、関係学会の内容を参考にして、制定する。

10 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理施行細則

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）に基づき、利益相反の申告すべき事項について、以下のとおり定める。

1 自己申告の内容

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職が、1つの企業・団体あたりからの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ② 株式の保有については1つの企業について1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が年間50万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料が、1つの特許権使用料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた報酬（講演料など）が、1つの企業・団体からの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が、1つの企業・団体からの原稿料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費が、1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。奨学寄附金についても、1つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。
- 2 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤となる。その一方で、人を対象とする医学系研究は、研究対象者の身体及び精神又は社会に対して大きな影響を与える場合もあり、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性がある。研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない。また、人間の尊厳及び人権が守られなければならない。

この広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、遵守すべき事項を定めたものである。また、研究責任者は研究実施前に研究計画書等を作成し、内容の適否を倫理審査委員会に申請し、学長の許可を受けて研究を適正に実施しなくてはならない。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 目的及び基本方針

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、研究対象者の人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、次に掲げる事項を基本方針とする。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

4 定義

人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）とは、人〔人体から取得された試料（血液、体液、組織、細胞、排泄物など）・情報を含む。〕を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布、並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解、並びに傷病の予防方法、並びに医療におけ

る診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持・増進又は患者の傷病から回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。なお、研究には、例えば、医科学、臨床医学、公衆衛生学、予防医学、歯学、薬学、看護学、リハビリテーション学、検査学、医工学のほか、介護・福祉分野、食品衛生、栄養分野、環境衛生分野、労働安全衛生分野等で、個人の健康に関する情報を用いた疫学的手法による研究及び質的研究が含まれる。医療、介護・福祉等に関するものであっても、医事法や社会福祉学など人文・社会科学分野の研究の中には「医学系研究」に含まれないものもある。

5 責任体制

研究に関する倫理指針を適正に行うための責任体制を、「広島女学院大学『人を対象とする医学系研究』に関する倫理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の倫理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

- ① 研究機関の長は、学長とする。
- ② 学長は本学の倫理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。
- ③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関として倫理審査委員会を設置する（広島女学院大学倫理審査委員会規程は別に定める）。また、倫理審査委員会の事務は総合研究所に置く。

5.2 責務

① 学長の責務

- ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない（文書により研究者に通知する）。
- イ 学長は実施を許可した研究について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。
- ウ 学長は、本学の実施する研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保しなければならない。
- エ 学長は研究者等から研究の継続に影響を与えられ得る事実、又は情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

- ア 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- イ 研究者等は研究実施前に研究計画書〔インフォームド・コンセント（説明と同意）、個人情報保護、情報の保管、利益相反等〕を作成して倫理審査委員会に審査申請し、学長の許可を得て研究を適正に実施しなくてはならない。なお、侵襲を伴わない研究の場合は、必ずしも文章によるインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文章によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法、内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなくてはならない。

ウ 研究者等は許可された研究計画書に基づき、原則として被験者に対しインフォームド・コンセントを実施しなくてはならない。なお、インフォームド・コンセントの実施にあたり、研究対象者が未成年者、または成年であってもインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合は、代諾者に実施しなくてはならない。なお、その場合においても、研究対象者本人にも理解力に応じた分かりやすい説明を行う努力をしなければならない。

エ 研究者等は研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

オ 研究者等は、研究に関連する情報の漏えいや有害事象等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関して必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査・審議し、学長に審議結果を上申することができる。倫理審査委員会では主に次のことを調査・審議する。

ア 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕

イ 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報保護、情報の保管など）

ウ 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査

エ 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査

6 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認または一部修正の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

7 大臣等への報告

学長は本学が実施している又は過去に実施した研究について、基本指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聞き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

8 研究に関する登録・公表

研究責任者は、介入を行う研究について、原則として国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならない。また研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及び関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

9 教育・研修

学長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

10 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学学術研究助成規程

1994. 1. 31	制 定	2008. 3. 4	改 正
1994. 11. 7	改 正	2008. 7. 1	〃
1995. 10. 2	〃	2010. 12. 7	〃
1997. 3. 11	〃	2012. 6. 12	〃
1999. 3. 2	〃	2014. 5. 13	〃
2000. 3. 7	〃	2014. 5. 13	〃
2001. 3. 27	〃	2015. 3. 3	〃
2002. 1. 8	〃	2016. 7. 5	〃
2002. 10. 8	〃	2018. 3. 13	〃
2004. 10. 5	〃		
2007. 2. 6	〃		

第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 広島女学院大学における学術研究を奨励し、研究の促進に寄与するため「広島女学院大学学術研究助成」(以下「研究助成」という。)を設ける。研究助成の取扱については、本規程の定めるところによる。

(研究助成の種類)

第2条 研究助成には、(1) 個人研究 (2) 共同研究(3) 学術図書出版助成の3種目を置き、その他必要に応じて学会特別助成を行い、学会特別助成については細則を別に定める。

(助成目的と助成対象)

第3条 各種目の助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は、個人の研究の奨励を目的とし、教員が個人で進める研究計画を助成する。
- (2) 共同研究は、共同で行う研究の奨励を目的とし、教員が共同で進める研究計画を助成する。
- (3) 学術図書出版助成は、研究成果刊行の奨励を目的とし、個人又は学内者の共著の刊行を助成する。なお、本学専任教員の申請に限り、本学院(高等学校・中学校・幼稚園)専任教員との共著も含むものとする。

(助成額と助成期間)

第4条 各種目の1件ごとの助成額及び助成期間は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究においては1年から2年で、単年度50万円以下。総額100万円以下。
- (2) 共同研究においては1年から2年で、単年度100万円以下。総額200万円以下。

- (3) 学術図書出版助成においては、助成年度の2月末日までに刊行するもので100万円以下。

第2章 申 請

(研究助成の申請)

第5条 各年度の研究助成の申請は、図書出版助成は助成年度9月5日(休日に当たる場合はその翌日)、それ以外の助成については前年度3月末日までとする。

第6条 研究助成の申請があった時は、第7条に定める申請資格及び第8条に定める申請要件を満たしている場合、これを受理する。

(申請資格)

第7条 各種目の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は本学専任教員(任期付教員を含む)個人
 - (2) 共同研究は本学専任教員(任期付教員を含む)のグループ
 - (3) 学術図書出版助成は本学専任教員(任期付教員を含む)
- 2 研究代表者は、同一種目について複数の申請をすることはできないものとする。
- 3 継続研究の継続期間中、研究代表者は学術図書出版助成と学会特別助成以外の申請はできない。

(申請の要件)

第8条 学術図書出版助成については、助成年度の9月末までに入稿でき、2月末日までに刊行を完了する見込みが確実でないものは申請できないものとする。

第3章 審 査 と 決 定

(審査委員会の設置)

第9条 各年度の研究助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第10条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
 - (2) 各学科長(国際教養学科を除く)
 - (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員
- 2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査対象からの除外)

第11条 申請があったもののうち、研究代表者として他の公的助成金等の受給が確定したものについては、これを審査対象から除外する。

(適格要件及び審査基準)

第12条 審査委員会は、提出された申請書類に基づいて審査する。

2 審査は以下の適格要件について判断する。

- (1) 申請に関する要件及び重複に関する事項
- (2) 過年度における報告義務の履行状況

3 審査は以下の項目について行う。

- (1) 研究目的、学問上の必要性の明確さ
- (2) 研究計画の具体性及び申請経費との整合性
- (3) 研究計画全般の総合的判断
- (4) 近年の業績状況
- (5) 出版助成については完成原稿

(決定)

第13条 基準に達したものが多数の場合は、審査委員会において、種目により前条3項目及び本学助成の受給状況などを総合的に判断して順位を付ける。

2 研究助成の各種目の採択件数及び採否は審査委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定する。

(採択の通知)

第14条 研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

第4章 助成金の執行

(研究計画の変更及び辞退)

第15条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、軽微な変更を除いて速やかに研究計画変更承認申請書を研究所に提出しなければならない。

2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止)

第16条 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなかった場合は、研究助成の執行を停止し、返還を求めることもある。

(研究費の執行)

第17条 研究助成の執行は研究計画に基づき、交付決定通知以降の支出とし、当該年度2月末までに完了しなければならない。個人研究、共同研究においては、併せて決算報告書を提出するものとする。ただし個人研究、共同研究における継続研究の場合は事前に許可を得て4月1日以降支出することができる。

2 2月末以降の執行は、これを認めないものとする。

(助成金の支出範囲)

第18条 各種目の支出範囲は別表のとおりとする。

第5章 受給者の義務

(研究計画に基づく執行)

第19条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究成果の発表・提出)

第20条 個人研究、共同研究については、各年度末までに所定の概要報告書を提出しなければならない。また、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならない。学術雑誌以外での成果の発表については別に定める。

2 学術図書出版については、助成年度内に刊行成果5冊を提出しなければならない。出版する図書のまえがき若しくはあとがきに「広島女学院大学学術研究助成制度」による出版物である旨を明記するものとする。

(業務違反)

第21条 本章に定める義務が遵守されなかった場合、助成を受けた者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。

(研究費の監査)

第22条 個人研究、共同研究においては、毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査および実査を受けなければならない。

第6章 その他

(研究助成の事務)

第23条 本規程に定める研究助成の事務は、総合研究所事務課が担当する。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程についての細則は別に定める。

附 則

- 1 本規程は、第7条第2項及び第11条を改正、第7条第4項を削除し、2011年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条第1項第3号及び4号を改正し、2012年6月12日から施行

する。

附 則

- 1 本規程は第22条を第23条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第21条の次に第22条を加えて2014年5月13日から実施する。

附 則

- 1 本規程は第24条を加え、第2条、及び第7条第1項第1号から第3号及び第3項、及び第12条第3項第4号、及び第13条第1項及び第2項を改正する。
- 2 本規程は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則の2を削り同3を1とし2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第5条及び第8条を改正、第12条第3項に第5号を追加して、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条及び第24条を改正し、2018年4月1日から施行する。

別表 各種目の支出

種 目	支出範囲	支出できないもの
個人研究 共同研究	設備備品費（消耗図書を含む） 消耗品費（複写費を含む） 旅費*（グリーン料金を除く） 謝金 その他（通信費・印刷製本費 その他必要と認めるもの） 研究計画に必要な学会出席旅費・ 参加費	研究メンバーに対する謝金 その他研究に関連のない経費
学術図書出版 助 成	直接出版経費（組版代・製版代・ 印刷代・用紙代・製本代）	編集・校正・特製本等の諸費

*継続して30日程度の国外旅費の場合は、当該年度の休暇期間中に行うものとする。
ただし、短期間の場合はこの限りではない。

広島女学院大学学術研究助成規程細則

1995. 12. 11	制 定	2015. 3. 3	改 正
1996. 12. 3	改 正	2017. 11. 7	〃
1999. 3. 2	〃	2018. 3. 13	〃
2002. 1. 8	〃	2019. 2. 5	〃
2008. 7. 1	〃		

(申 請)

第1条 物品購入にあたっては、単価又はセット価格が3万円以上のものは「広島女学院大学学術研究助成物品購入申請書」と見積書を提出する。(図書資料を除く)

2 当初の申請に変更のない場合に限り、継続研究の継続申請は不要とする。

(審査と決定)

第2条 継続研究の助成額については、年度毎に総合研究所における審査委員会で審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第3条 継続研究の予算の執行は年度毎とする。

2 図書館資料については、「広島女学院図書館資料管理規程」による。

(受給者の義務)

第4条 成果の発表については、芸術系の研究の場合芸術活動の記録及び作品を成果とみなすことが出来る。

(軽微な変更の範囲)

第5条 研究方法の変更、分担者の変更、役割分担の変更、単価及びセット価格が5万円未満の使用内訳の変更は軽微な変更とし、研究代表者の判断に委ねる。各費目の使用内訳の変更が5万円以上の場合は事前に審査委員会の承認を得て支出する。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則に第6条を加える。

2 2009年4月1日から施行された改正内規の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 2015年4月1日から施行された改正内規の第1条、第3条、第5条を改正し、2017

年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第6条を改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第1条、第5条を改正し、2019年4月1日から施行する。

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃
2011.	4. 12	〃
2015.	3. 3	〃
2018.	3. 13	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。編集委員は総合研究所委員がその任にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、総合研究所事務課による書面点検及び委員会での審議により行い、その結果を寄稿者に通知する。

2 掲載不可と判断された論文の寄稿者に対しては、その理由を結果とともに通知する。

3 編集の都合上、論文の形式等について寄稿者に変更を求めることがある。

4 入稿後の大幅な変更及び取り下げについては、理由を明らかにして委員会に諮る。寄稿者に対して、当該年度を除き2年間の寄稿を停止するものとする。

第6条 寄稿者は、論文の寄稿時に、不正行為を行わない旨の「広島女学院大学論集への寄稿にあたっての誓約書」を学長及び所長あてに提出しなければならない。

第7条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については委員会に一任する。

第8条 委員会が必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第9条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

第10条 不正行為に関する事項については、本学規程第442号「不正行為に係る告発の処理に関する規程」に則り、適切に対応するものとする。

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第4条及び第5条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程に第2条、第3条、第5条第1項及び第4項及び第7条を改正し、第5条第2項及び第3項、第6条及び第10条、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された改定規程の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001.	3.	27	制 定
2008.	7.	1	改 正
2012.	6.	12	〃
2013.	1.	15	〃
2014.	5.	13	〃
2015.	3.	3	〃
2018.	3.	13	〃

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科長（国際教養学科を除く）
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査委員会が審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書（会計報告を含む。）を提出しなければならない。

第10条 毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査及び実査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条を改正し2012年6月12日から施行する。

附 則

1 本細則は、第10条を加えて2014年5月13日から施行する。

附 則

1 本細則は、第11条を加え、第7条を改正する。

2 本細則は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則2を削って2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条及び第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学特別専任研究員規程

2001. 6. 19 制 定

2004. 3. 2 改 正

2015. 3. 3 //

2018. 3. 13 //

(目 的)

第1条 本学大学院博士後期課程の修了者で、優秀な能力を持った人物の研究を継続・促進するため、総合研究所に特別専任研究員(以下「研究員」という。)を置く。

(資 格)

第2条 本学大学院博士後期課程の修了者で、引き続き研究活動を継続して行うことができ、研究科委員会より推薦された者とする。

(定 員)

第3条 原則として定員は1名とする。

(任 期)

第4条 研究員の任期は1期1年通算2年とする。ただし、総合研究所委員会が認めた場合はさらに1年に限り延長することができる。

(申 請)

第5条 研究員となる前年度の3月末までに研究計画書を指導教授のもとで作成し、総合研究所に提出する。

(審査と決定)

第6条 総合研究所委員会の審査を経て大学評議会に諮り、学長が決定して任命する。

給与については別に定める。

(研究活動)

第7条 研究員は指導教授のもとで研究活動を行う。ただし、研究活動が不可能になった場合は、その旨を速やかに総合研究所長に申し出なければならない。

(義 務)

第8条 研究員は研究の概要報告を、研究初年度末までに総合研究所に提出しなければならない。また、研究活動終了の年度末までに研究成果を学術雑誌等に発表し、総合研究所に報告しなければならない。

2 研究員は総合研究所長の命による義務を担うものとする。業務内容については別に定める。

3 本条に定める義務が遵守されなかった場合、研究員の資格を失うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会及び研究科委員会に報告する。

附 則

1 本規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第6条を改正し、第9条を加える。

2 2004年4月1日から施行された改正規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第9条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程

2008.1.8 制定

2013.1.15 改正

2015.3.3 //

2018.3.13 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第22条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」（以下「公的研究費のガイドライン」という。）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科長とする。

2 各責任者の具体的な責務については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年2月3日学長裁定）に定める。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、必要に応じて副責任者を任命することができる。副責任者は原則として総合研究所委員会の構成員から選ばれるものとし、コンプライアンス推進責任者の指示の下に業務を行う。

(総合研で行う業務)

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関すること
- (2) 応募・交付申請に関すること

(3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関する
こと

(4) 科研費による出張に関すること

(5) 実績報告に関すること

(6) 研究成果報告等に関すること

(7) 内部監査に関すること

(8) 不正防止とコンプライアンス教育に関すること

(9) 他の研究機関の科研費に関すること

(10) 学内外からの業務に関する問合せ及び科研費の使用に関する相談への対応

(11) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること

(研究者名簿への登録等)

第5条 文部科学省及び日本学術振興会の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 本学の専任教員(外国人契約教員を含む)

(2) 特別専任研究員

(3) 客員研究員

2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。

3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第6条 研究代表者は、科研費の応募及び交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式2 0及び2 1）を提出しなければならない。また、研究分担者は、研究代表者による補助事業が交付決定通知を受けた場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式2 3）を提出しなければならない。

2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。

3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。

3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費

は、別に定める内規に基づき執行する。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

- 4 科研費(直接経費・分担金)の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費(直接経費・分担金)により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費(直接経費・分担金)の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、内部監査室が行う。

(他の研究機関の科研費)

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

第10条 コンプライアンス推進責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、公的研究費のガイドライン及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省大臣決定)」(以下「不正行為のガイドライン」という。)及び本学諸規程の定めにより速やかに統括管理責任者へ報告しその指示に従うものとする。

(不正防止)

第11条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費のガイドライン、不正行為のガイドライン及び本学諸規程の定めにより、科研費に関する不正を防止し適正な管理・監査の充実に努めるため、不正防止計画推進部署を置くものとし、総合研究所事務課をこれに充てる。

- 2 前項の各責任者の具体的な責務及び不正防止計画推進部署の役割については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針(2015年3月3日学長裁定)に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条を改正し2012年4月1日か

ら施行する。

附 則

- 1 本規程は、題目、第1条、第3条、第4条第1号及び第10号、第6条、第10条を改正し、第3条第2項及び第3項、第4条第8号、第5条第3号、第11条、第12条を加える。
- 2 本規程は、2008年4月1日から施行された規程の附則1を削り同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第3条(3)を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学受託研究規程

2009. 10. 13 制定

2015. 3. 3 改正

2018. 3. 13 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担し、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受入は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと学長が認める場合に限り行うものとする。

(申込み)

第4条 本学に受託研究を委託しようとする者は、本学の専任教員と事前に協議の上、所定の受託研究申込書を、総合研究所を経て学長へ提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適切であると学長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

2 前項において、申し込みの内容は、総合研究所委員会に設置される委員会（受託研究審査委員会）での審議を経て大学評議会に諮り、学長が決定するものとする

(契約の締結)

第6条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに学長と委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第7条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、30%に相当する額を、本学の雑収入として研究に必要な間接経費の一部に使用する。

3 前項にかかわらず、次に該当する場合の間接経費の取扱いは、受託研

究契約の定めるところによる。

- (1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合
- (2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備備品の所有権は、原則として本学に帰属し、委託者に返還しない。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めがある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、総合研究所事務課とする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2010年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を加え、第5条第2項を改正する。

2 本規程は、2009年10月13日制定の附則2を削って、2015年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

2008年1月 8日 制定
2014年5月13日 改正
2015年3月 3日 改正
2017年8月 1日 改正
2018年1月23日改正
2018年11月13日改正
2019年6月 4日 改正

(目的)

第1条 この取扱要領は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び日本学術振興会の交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費及び間接経費並びに他の研究機関からの分担金（以下「科研費」と総称する）の適正な執行及び管理を図るために、本学で行う処理の詳細について定める。

(根拠)

第2条 この取扱要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に基づく広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年3月3日 学長裁定）及び文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」並びに広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程第7条第6項に基づく。

(直接経費の執行)

第3条 科研費の直接経費は、この取扱要領及び学校法人広島女学院の諸規程等に準拠し執行・管理を行う。

- 2 科研費のうち科研費補助金の直接経費は、補助事業の年度毎に執行し、補助事業年度の3月20日までにすべての支払いを完了するものとする。補助事業年度の3月20日以前に出国する場合は、出国の前日までにすべての支払を完了していなければならない。
- 3 科研費のうち学術研究助成基金助成金の直接経費は、補助事業期間内であれば年度を越えて支払を完了することができる。

(直接経費の使用費目及び手続き等)

第4条 直接経費を使用する際の費目及びその手続き等は、次のとおりとする。出金する場合は、「科研費支出表（科研様式1）」に請求書等必要書類を添付して総合研に提出するものとする。

- (1) 物品費 物品（設備備品、図書、資料、消耗品等。）を購入するための経費。

物品費を使用する場合は次のとおりとする。

購入物品は、総合研究所事務課で納品検収を行なう。

物品の支出については、納品書、請求書等に総合研究所事務課の検収印と研究代表者の検収印が押印されていないものは支出しないものとする。

設備備品（図書を除く。）を購入する場合は、「科研費物品購入申請書(科研様式2)」を総合研に提出するものとする。設備備品（図書を除く。）は原則として庶務課あるいは総合研究所事務課から発注し、総合研究所事務課で納品検収後、当該研究者が使用可能となる。

3万円以上の図書等資料を購入する場合は、「科学研究費図書等資料購入申請書（科研様式26）」を事前に総合研究所事務課に提出するものとする。

図書は、総合研究所事務課で納品検収を行ない、図書と納品書、請求書等に検収印を押印し、図書館で

登録手続き等を行う。

ただし、消耗品扱いとなる図書については図書館での登録手続きを行わない。

設備備品（図書を除く。）の出金は、「科研費物品明細書（科研様式3）」を支出表等に添えて総合研に提出する。

また、3万円以上または財務課長が必要と認めた設備備品及び図書等資料のうち、広島女学院図書館資料管理規程第3条第1項に該当するものは、出金に係る書類に寄附書を添えて提出し、本学へ寄附の手続を行う。

設備備品及び図書となるものの基準は次のとおりとする。

（ア）設備備品 固定資産及び物品管理規程第2条第1項イ及び第3項アに該当するもの

（イ）図書 広島女学院図書館資料管理規程第2条第1項に該当するもの

（2）旅費 研究代表者、研究分担者、その他研究へ協力する者の国内又は海外への出張のための経費。

旅費を使用する場合は次のとおりとする。

（ア）研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が国内に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願（科研様式4）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求（科研様式5）」を総合研に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告（記録）書（科研様式8）」を総合研に提出するものとする。

（イ）研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が海外に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願（科研様式4）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求書（科研様式6）」を総合研に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。

旅行者は帰国後、航空券の半券またはその写し、及びパスポートの該当頁の写しを総合研に提出するものとする。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告（記録）書（科研様式8）」を総合研に提出するものとする。

（ウ）研究機関に所属していない研究協力者等が出張する場合は、「科研費による研究協力者等出張申請書（科研様式9）」「科研費支出表（科研様式1）」「科研費旅費請求書（科研様式5または6）」を総合研に提出すること。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない出張申請には、「科研費資料収集等計画書（科研様式7）」を添付する。また、研究協力者等は出張終了後、研究代表者を通じて速やかに「科研費出張報告（記録）書（科研様式12）」を総合研に提出するものとする。

（3）謝金等 アルバイトへの賃金、研究協力者等への謝礼金等の経費。

謝金等を使用する場合は次のとおりとする。

（ア）① アルバイトを雇用する場合は、「科研費アルバイト等雇用申請書（科研様式13）」を総合研に提出する。アルバイトの「科研費出勤表（科研様式14）」は、研究代表者が保管する。

② 研究代表者は、アルバイト最終勤務日以後、「科研費出勤表（科研様式14）」を確認し、必要事項を記入・捺印のうえ、原則として月ごとに支出表に添付して総合研に提出するものとする。

③ アルバイト料は、アルバイト名義の銀行口座に払込、又はアルバイトが会計窓口で受け取る。

④ 必要に応じて、総合研究所所長又は内部監査実施者が勤務の実態についてアルバイトに聞き取りを行うものとする。

（イ）研究協力者等への謝金等は、専門的知識の提供に対しては特に理由がある場合を除き1件3万円以内とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

（ウ）研究成果の原稿等の翻訳又は校閲を個人（本業でない者）に依頼する場合は、原則として下記の金額を上限とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

① 翻訳 日本語 400字当たり 4,800円

② 校閲 外国語 300 語当たり 2,600 円

(4) その他 上記に該当しない経費。

その他を使用する場合、不明な点があれば、事前に総合研に照会するものとする。

2 研究協力者に旅費や謝金等として直接経費を支払う場合は、科研費預金口座から、研究協力者の名義による銀行口座へ送金しなければならない。

(直接経費で購入した物品の修理費用等の扱い)

第5条 科研費で購入した物品に修理費用等が発生する場合は次のとおりとする。

(1) 設備備品として本学に寄付した物品は大学の経費で修理する。

(2) 消耗品等で本学に寄付していない物品の修理費は、その科研費が継続交付されている期間は、科研費（その他）で支出することができる。

(3) 前各号に該当しない場合は自己負担となる。

(間接経費の受入)

第6条 間接経費が交付される場合は次のとおりとする。

(1) 研究代表者の譲渡の申し出により、本学はその譲渡を受け入れる。

(2) 研究代表者は、間接経費が交付された場合「科研費間接経費譲渡申出書（科研様式16）」によりその譲渡を、学校法人広島女学院理事長に申し出る。

(3) 譲渡の申し出のあった間接経費については、本学の雑収入として受け入れる。

(間接経費の使用)

第7条 譲渡された間接経費の使用は次のとおり行う。

(1) 文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」の別添「間接経費の主な使途の例示」に記載されている内容に該当する本学の諸経費の一部について使用する。

(2) 使途の透明性を確保するため、科研費の交付内定後に総合研究所で使用計画案を作成し、総合研究所委員会の議を経て、大学評議会で審議決定し、教授会で報告した上で年度ごとに使用する。

(3) 間接経費を光熱水費の一部に使用する場合の具体的な計算方法は、当該年度の決算後（年間光熱水費確定後）に下記の計算式により算出する。

教員の研究室総面積÷大学全体の建物面積×100（小数点以下切り捨て）

大学全体の光熱水費×上記で算出した割合（円未満切り捨て）

(4) 間接経費で充当した金額については、他の補助金等の算定根拠としない。

(補助事業者の転出等による間接経費の扱い)

第8条 研究代表者が他の研究機関に所属することとなった場合又は他の研究機関の研究分担者に研究代表者を交替することとなった場合は、次のとおり行う。

(1) 直接経費の残額がある場合はその残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者に返還する。

(間接経費執行実績の報告)

第9条 使用した間接経費の実績報告は次のとおり行う。

(1) 使途の透明性を確保するため、間接経費の執行実績については文部科学省又は日本学術振興会の所定の様式「間接経費執行実績報告書」により総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会で年度ごとに報告する。

(2) 総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会での報告を経た所定の様式「間接経費執行実績報告書」を、文部科学省又は日本学術振興会へ提出する。

(その他)

第10条 この取扱要領に定められていない事項については、関係機関、本学関係部局及び関係者等と調整のうえ、取扱うこととする。

第11条 この取扱要領の改廃は、学長の決裁で行うものとする。

付則1 本取扱要領は、2008年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第3条を改正し、2014年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、取扱要領名及び第1条から第5条までを改正し、第6条を削除し、新たに第2条、第3条第3項及び第6条から第9条までを挿入して、2015年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第7条第2項を改正して、2017年8月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第1条、第3条第1項、4項、第4条第1項(1)、第2項を改正して、2018年4月1日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第4条第1項(2)、第2項を改正して、2018年11月13日から施行する。

付則 1 本取扱要領は、第4条第1項を改正して、2019年6月4日から施行する。

編集委員

柚木	靖史	総合研究所所長（代表）
磯部	祐美子	総合研究所委員
足立	直子	総合研究所委員
小林	文香	総合研究所委員
市川	知美	総合研究所委員
森保	尚美	総合研究所委員
下岡	里英	総合研究所委員

広島女学院大学総合研究所年報 Vol. 24

2020年7月31日発行 ©

〔非売品〕

編集代表 柚木 靖史

発行代表 三谷 高康

発行所 広島女学院大学総合研究所

〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目 13-1

TEL (代)082-228-0386